

第2期大淀町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
大淀町

はじめに

平成 29 年（2017 年）における我が国の合計特殊出生率は 1.43 と欧米諸国に比べて低い値となっており、奈良県では国を下回る 1.33 となっています。人口減少社会が進行し、子どもを取り巻く環境や家族類型の変化、保護者の就労形態の多様化、近隣のつきあいの希薄化などを背景に、子育て家庭の保育・教育ニーズは高まり、サービスや支援の拡充が課題となっています。



平成 15 年の次世代育成支援対策推進法の制定以降、大淀町においては、平成 17 年 3 月に「大淀町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、平成 22 年 3 月には「子育ての喜びや夢を分かち合い 笑顔と笑顔で明るい未来をひらくまちづくり」を基本理念とする「大淀町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、計画を推進してきました。

平成 24 年 8 月には、国による子ども・子育て関連 3 法が成立し、「子ども・子育て支援法」や子ども・子育て支援新制度に基づき、本町においても、平成 27 年 3 月に、次世代育成支援行動計画を継承しつつ、子ども・子育て支援のニーズを反映する「大淀町子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」を策定しました。

第 1 期計画において、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定めて推進してまいりましたが、このたび平成 31 年（令和元年）度をもって計画期間が終了することから、ここに第 2 期の「大淀町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本町では、他地域との交流を行ないながら、「便利な田舎暮らしのできる町」として発信し、定住促進や企業誘致を進め「来たい、住みたい、住み続けたいまち大淀町」、「ひとまちも輝く、住んでよかった大淀町」をめざしたまちづくりに取り組んでおります。さらに、子育て支援分野においては、「安心して健やかに育つことができるまちづくり」を基本理念に、子ども・保護者のニーズに応じた子育て・子育て環境づくりの充実を図っていく所存でございます。

最後に、この第 2 期計画の策定にあたり、ニーズ調査や子ども・子育て会議等を通じて貴重なご意見を賜りました町民の皆様や関連機関・団体等の方々に、心から感謝いたします。本計画の実現に向け、ご協力・ご支援いただきますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

大淀町長 岡下 守正

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画の期間 2
- 4 計画の対象 2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 3
- 2 基本目標 4
- 3 施策の体系 5
- 4 教育・保育提供区域の設定 6

第3章 子育てを取り巻く状況

- 1 人口・世帯・出生等の状況 7
- 2 ニーズ調査結果の概要 13

第4章 施策の展開

- 1 地域における子育て支援と親子の健康の確保 26
- 2 教育環境及び生活環境の整備 34
- 3 仕事と生活の調和と子どもの人権擁護への対応 45

第5章 計画の目標値等

- 1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策 51
- 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策 53
- 3 学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 62
- 4 町立幼稚園・保育所の今後のあり方 62

第6章 計画の推進

- 1 推進体制の充実 63
- 2 計画の点検・評価に向けて 64

資料編

- 1 大淀町子ども・子育て会議設置条例 65
- 2 大淀町子ども・子育て会議委員名簿 67
- 3 大淀町子ども・子育て支援事業計画策定経過 68

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

人口減少時代に入ったわが国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図ることが求められています。平成24年(2012年)に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新たな制度では、市町村が実施主体となり、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付の創設と、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を目指しています。

平成29年12月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の2本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を2兆円規模で実施し、その財源は令和元年10月の消費税増税分の用途変更などで確保するとなっています。幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月から本格的に制度の運用が始まりました。

また、次世代育成支援対策推進法は、平成26年度末までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、有効期限を10年間延長(2025年3月31日まで)しています。

本町においても、子ども・子育て支援新制度に対応した「大淀町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、多様な子育て支援施策を推進してきました。

このたび、第1期計画が令和元年度末をもって終了することから、町民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本町の現状と課題を分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期大淀町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画です。
- (3) この計画は、実態調査の結果や「大淀町子ども・子育て会議」などによる町民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、町民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「第 4 次大淀町総合計画」をはじめとする関連計画と整合性を図り策定しています。

3. 計画の期間

この計画は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間を計画の期間とします。

4. 計画の対象

この計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、町内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

安心して健やかに育つことができるまちづくり

本町では、「第4次大淀町総合計画」におけるまちづくりの基本理念・将来像として、「来たい、住みたい、住み続けたいまち 大淀町 ～次世代へつなぐ 共創のまちづくりをめざして～」を掲げ、次世代の子どもたちへつなぐまちづくりを進めてきました。

次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であることから、子どもを安心して生み、健やかに育つことができる環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の協働で作り上げていくことを基本理念とします。

2. 基本目標

前述の基本理念を踏まえ、3つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

基本目標1 地域における子育て支援と親子の健康の確保

基本目標2 教育環境及び生活環境の整備

基本目標3 仕事と生活の調和と子どもの人権擁護への対応

基本目標1 地域における子育て支援と親子の健康の確保

共働き家庭や家事に専念している人の家庭、ひとり親家庭など、子育てに関わるすべての人に対して、必要なサービスが必要なときに受けられるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図っていきます。

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、保健、医療、福祉、教育の各分野の切れ目のない支援により、親子の健康の確保と増進を図ります。

基本目標2 教育環境及び生活環境の整備

子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。

子どもを安心して産み育てることができるよう、バリアフリーのまちづくりを進め、子育てしやすい居住環境を整備していきます。また、交通事故や犯罪などの被害にあうことのない安心安全な地域づくりのため、事故や犯罪を未然に防ぐ取り組みを推進していきます。

基本目標3 仕事と生活の調和と子どもの人権擁護への対応

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるように、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めます。

よりきめ細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、生活支援や障がい児に対する福祉サービス、児童虐待防止などの取り組みを進めるとともに、こどもの貧困対策の推進に努めます。

3. 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
1 地域における子育て支援と親子の健康の確保	(1)地域の子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに関する情報提供の充実 ○子育ての負担感や不安感をやわらげる支援 ○子育てに伴う経済的支援
	(2)教育・保育サービスの充実	○多様なサービスの提供
	(3)子どもと親の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期における支援 ○乳幼児期における支援 ○児童・生徒の健やかな身体形成への支援 ○乳幼児期からの食育の推進 ○学校給食等を通じた食育の推進 ○思春期保健対策の充実 ○小児医療の充実
2 教育環境及び生活環境の整備	(1)教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育の充実 ○学校教育の充実 ○子育てに関する相談体制の充実 ○家庭の子育て力、教育力の向上への支援 ○家族のふれあいの促進 ○子どもの豊かな感性を育む環境の整備
	(2)地域における子育て力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てへの理解促進 ○子育て中の保護者の仲間づくりの推進 ○地域における世代間交流等の推進 ○地域における子育て支援団体等の活動の充実 ○児童の健全育成の取り組み ○次代の担い手づくり ○子どもの権利に関する啓発
	(3)生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然の活用と保全 ○子どもの遊び場・交流の場の充実 ○交通安全を確保するための活動の推進 ○子どもを犯罪から守る活動の推進 ○子どもや妊婦にやさしい生活環境の整備 ○有害環境対策の推進
3 仕事と生活の調和と子どもの人権擁護への対応	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女平等の意識啓発の推進 ○男女共同子育ての推進 ○子育てに関する意識啓発の推進
	(2)子どもの人権擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○援護を要する子どもの保護の推進 ○被害にあった子どもの保護の推進 ○児童虐待防止対策の充実 ○ひとり親家庭の自立支援 ○障がい児施策の充実 ○いじめ等の問題行動や不登校などへの対応力の向上 ○子どもの貧困問題に対する総合的な支援の推進

4. 教育・保育提供区域の設定

本町では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域について町全域を1区域として設定します。

教育・保育提供区域は、①教育・保育施設、②地域型保育事業、③地域子ども・子育て支援事業の区域としてそれぞれ設定する必要があります。（広域型の事業においては、事業ごとに定めることも可能とされています。）

教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

第3章 子育てを取り巻く状況

1. 人口・世帯・出生等の状況

(1) 人口の動向

大淀町の近年の総人口は、減少傾向で推移し、平成30年に17,166人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、0～14歳の年少人口割合は平成30年に10.3%と、平成26年から1.6ポイント低下しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

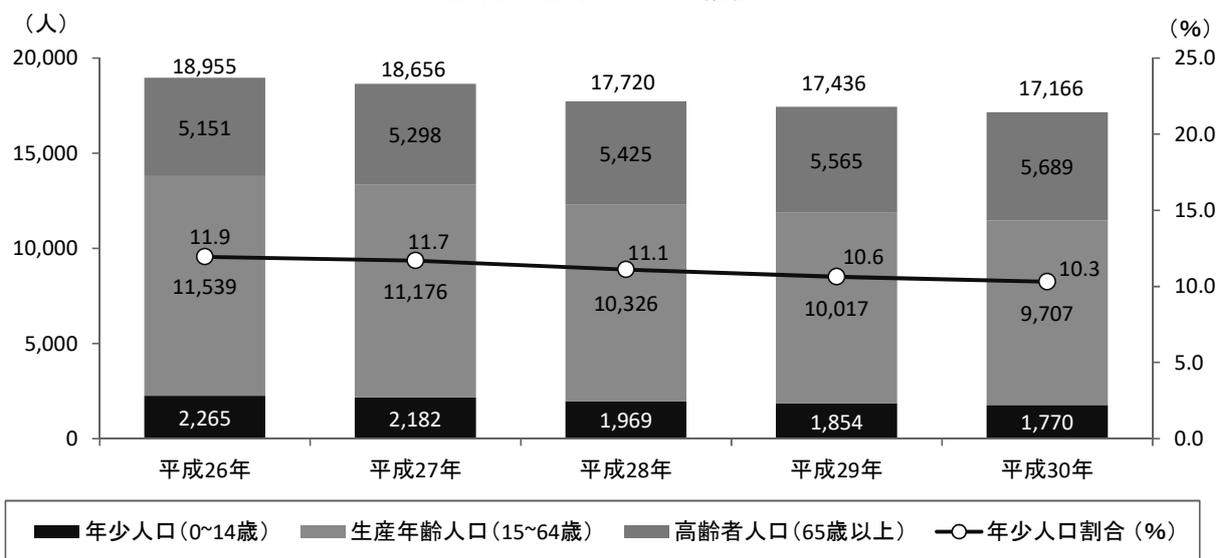
■年齢3区分別人口の推移

(単位:人、%)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総人口(人)	18,955	18,656	17,720	17,436	17,166
年少人口(0～14歳)	2,265	2,182	1,969	1,854	1,770
構成比(%)	11.9	11.7	11.1	10.6	10.3
生産年齢人口(15～64歳)	11,539	11,176	10,326	10,017	9,707
構成比(%)	60.9	59.9	58.3	57.5	56.5
高齢者人口(65歳以上)	5,151	5,298	5,425	5,565	5,689
構成比(%)	27.2	28.4	30.6	31.9	33.1

資料: 奈良県推計人口(各年10月1日)

■年齢3区分別人口の推移



資料: 奈良県推計人口(各年10月1日)

(2) 児童人口の状況

児童人口（0～17歳）は減少傾向で推移し、平成30年に2,312人となっています。

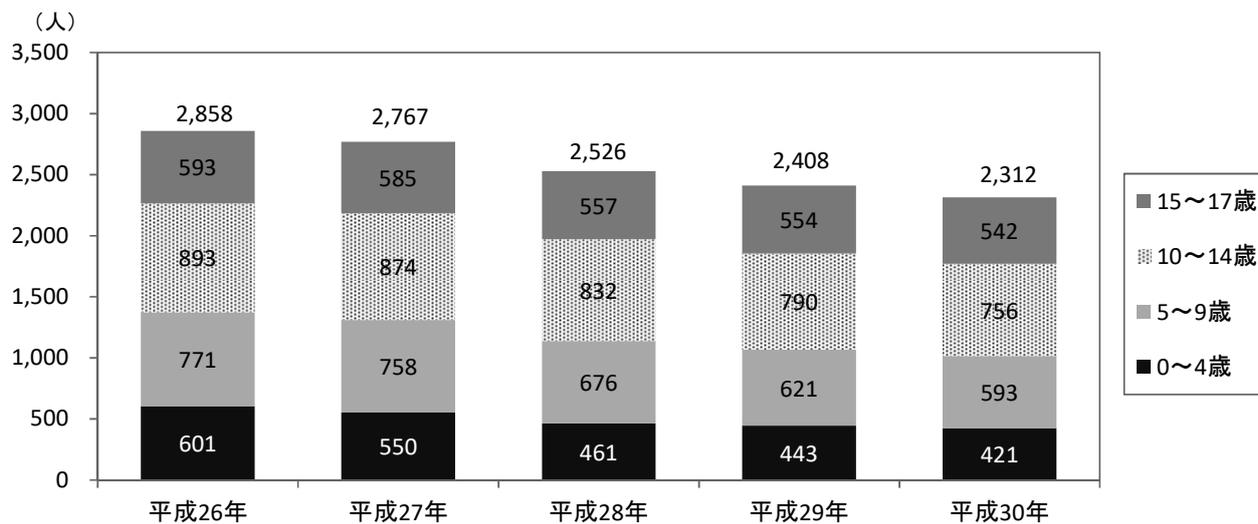
■児童人口の推移

(単位:人、%)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
総児童人口(人)	2,858	2,767	2,526	2,408	2,312
0～4 歳	601	550	461	443	421
5～9 歳	771	758	676	621	593
10～14 歳	893	874	832	790	756
15～17 歳	593	585	557	554	542

資料: 奈良県推計人口(各年10月1日)

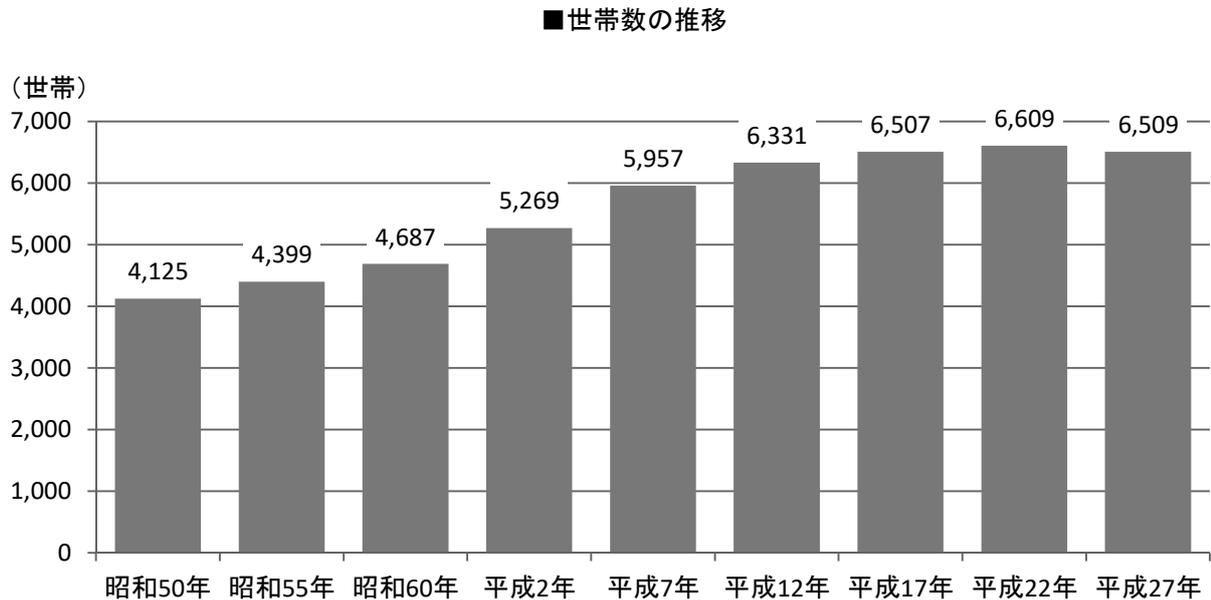
■児童人口の推移



資料: 奈良県推計人口(各年10月1日)

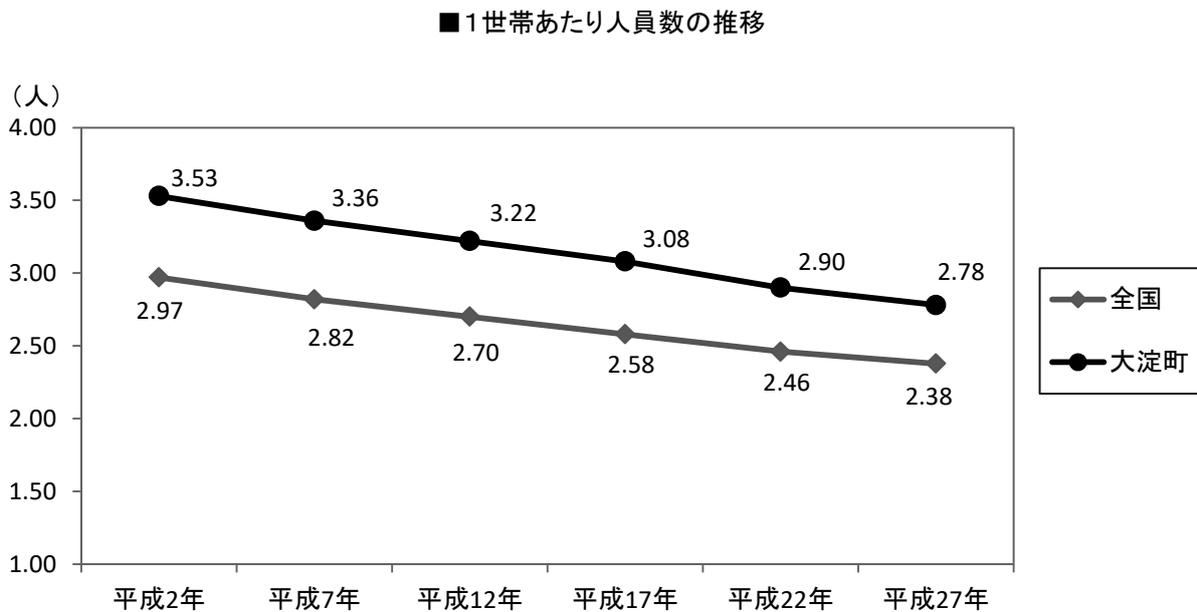
(3) 世帯の状況

国勢調査による大淀町の世帯数は増加傾向で推移してきましたが、平成27年に減少に転じて6,509世帯となっています。



資料: 国勢調査

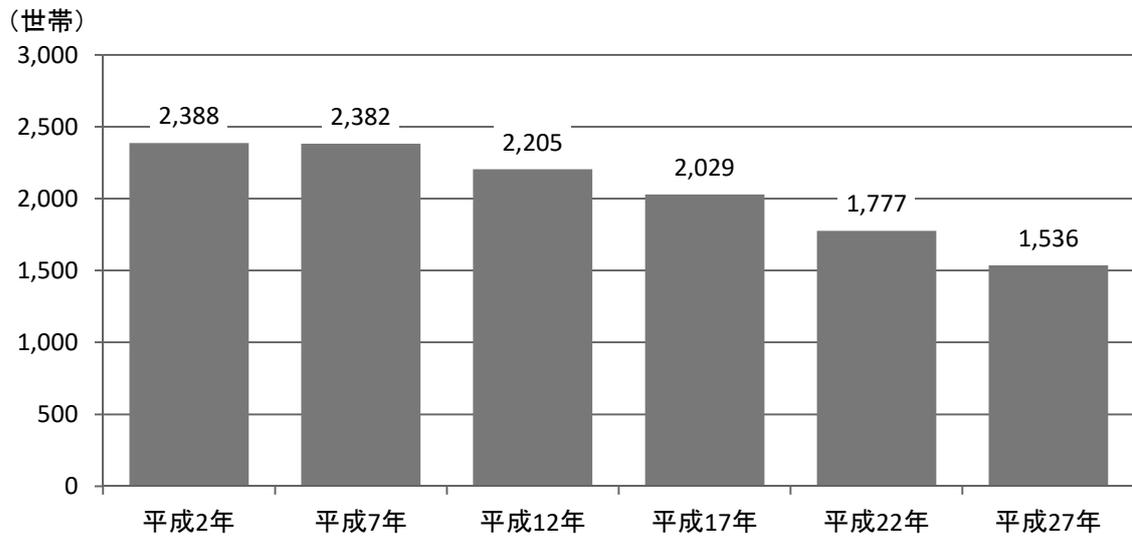
大淀町の1世帯あたり人員数は減少傾向で推移し、平成27年に2.78人となっています。全国に比べると、高い値で推移しています。



資料: 国勢調査

18歳未満の世帯員のいる世帯数は、減少傾向で推移し、平成27年に1,536世帯となっています。

■世帯数の推移

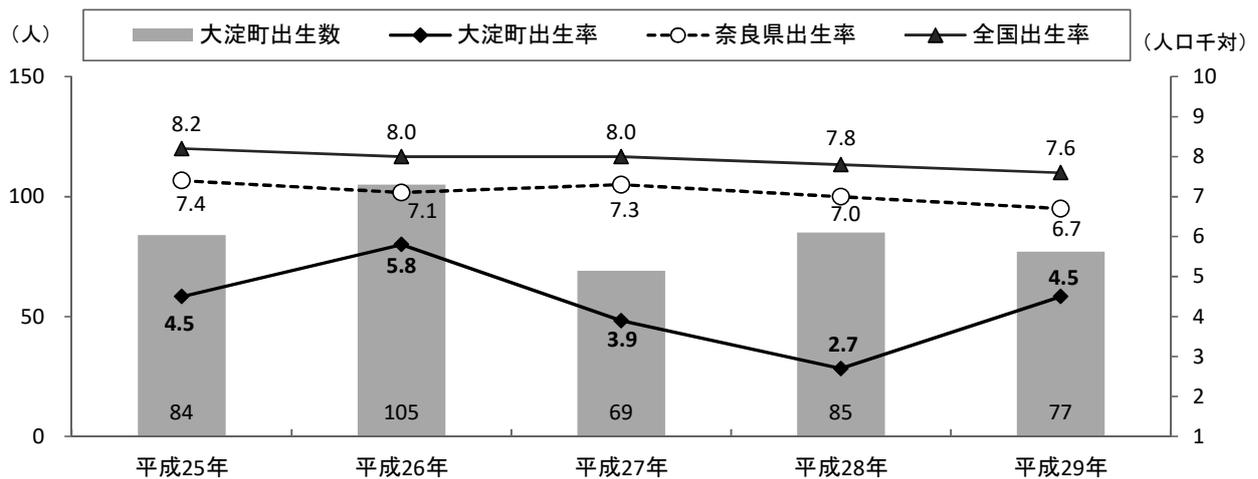


資料:国勢調査

(4) 出生の状況

大淀町の近年の出生数をみると、減増を経て平成29年に77人となっています。出生率は国や県よりも低い値で推移し、平成29年に4.5となっています。

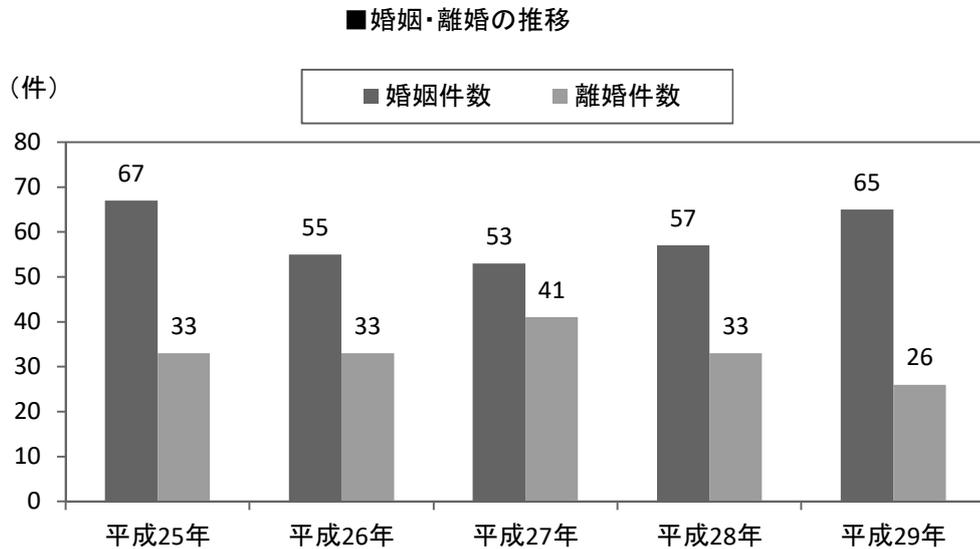
■出生の推移



資料:人口動態統計、奈良県人口動態総覧

(5) 結婚の状況

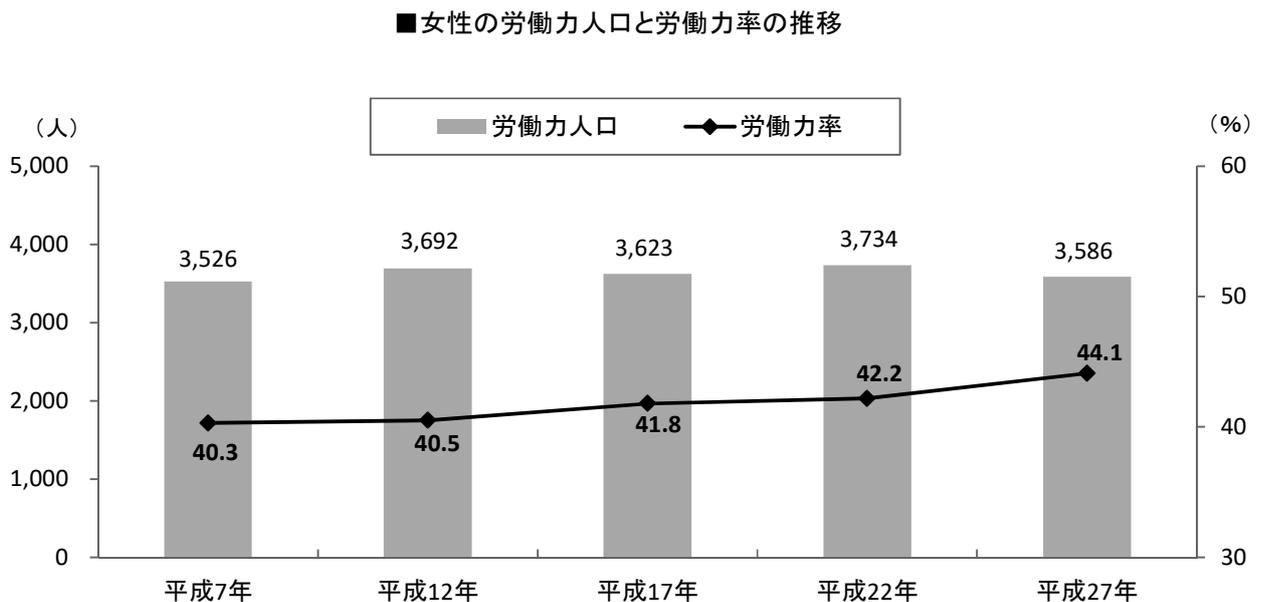
大淀町の近年の婚姻件数は減少傾向で平成29年に65件となっています。また、離婚件数は30から40件台で推移してきましたが、平成29年に26件となっています。



資料：奈良県人口動態総覧

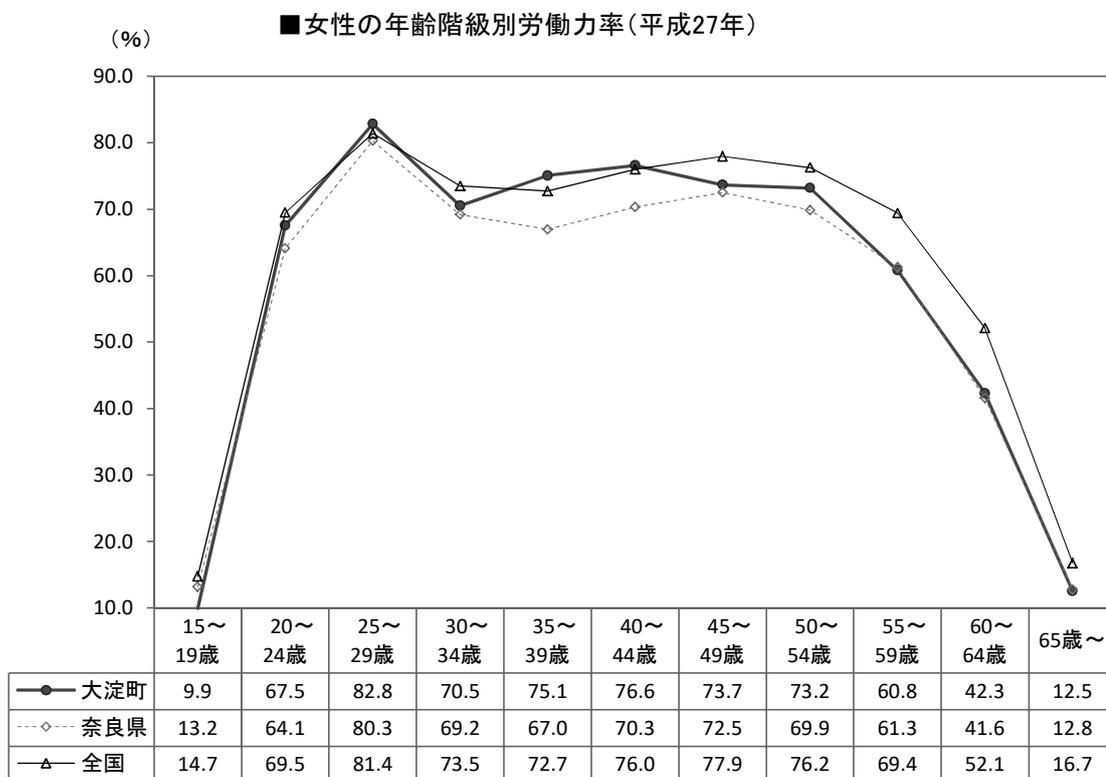
(6) 女性の就労状況

大淀町の女性の労働力人口は増減を経て、平成27年に3,586人となっています。女性の労働力率（15歳以上人口=労働力状態に対する労働力人口の割合）は上昇傾向にあり、平成27年に44.1%となっています。



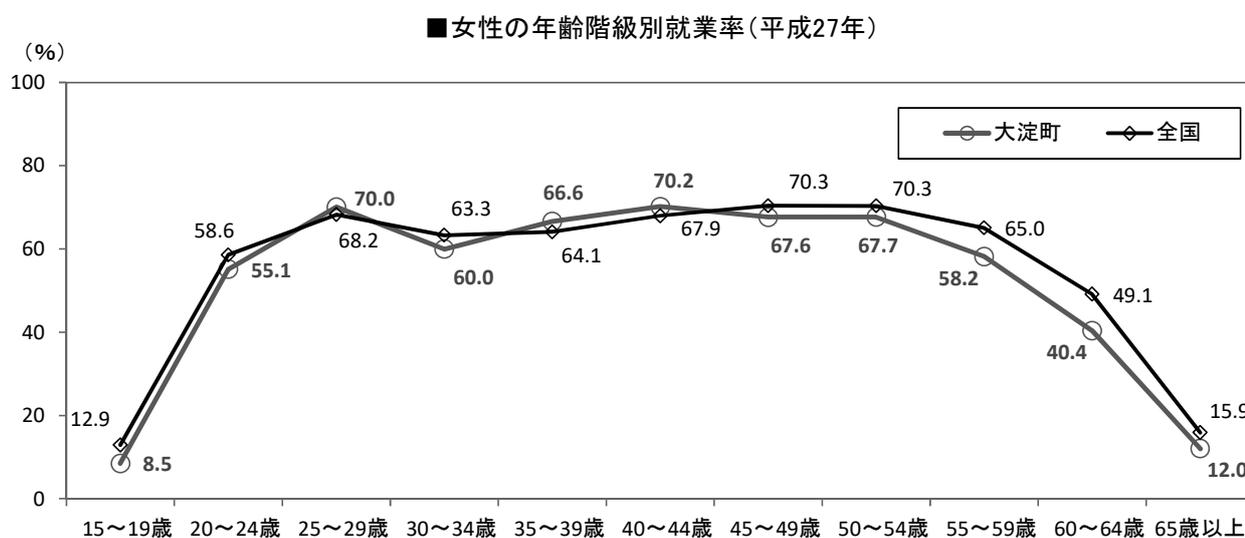
資料：国勢調査

大淀町の女性の年齢階級別労働力率をみると、25～29歳で8割を超え82.8%となっていますが、30歳～34歳で70.5%と低くなっています。概ね各年齢階級で、奈良県の値よりは高い傾向にありますが、30～34歳では全国の値よりも低くなっています。



資料: 国勢調査

大淀町の女性の年齢階級別就業率をみると、25～29歳で70.0%となっており、30歳～34歳で60.0%となり、35歳以上で上昇し40～44歳で70.2%とピークとなっています。



資料: 国勢調査

2. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

本町では、本計画の策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するために「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を実施しました。

■実施要領

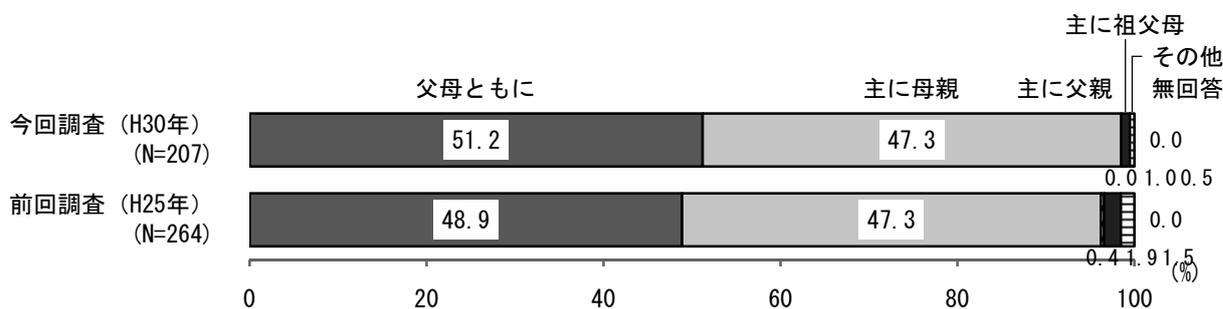
● 調査地域	大淀町全域
● 調査対象	・大淀町内在住の「未就学児」をお持ちの世帯・保護者 (就学前児童調査) 475 世帯 (623 人) ・大淀町内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者 (小学生調査) 636 世帯 (863 人)
● 調査期間	平成 30 年 12 月 21 日～平成 31 年 1 月 25 日
● 調査方法	住民基本台帳を基に対象児童を持つ全世帯に対し郵送配布・郵送回収
● 回収結果	就学前児童調査：207 件 (回収率：43.6%) 小学生調査：235 件 (回収率：36.9%)

(2) 調査結果の概要

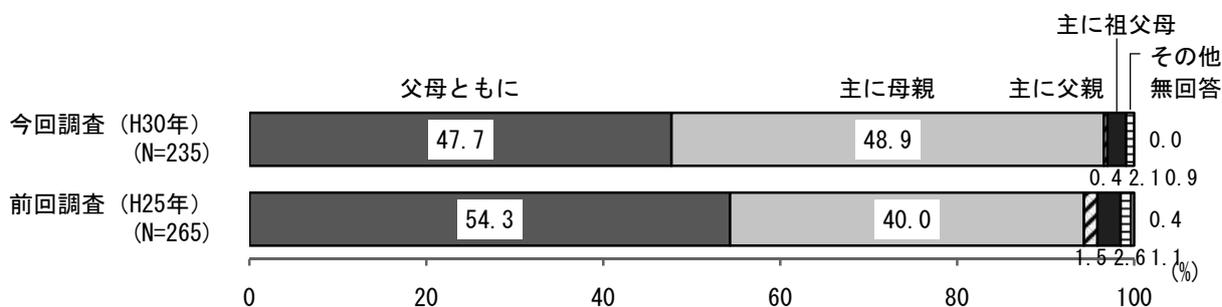
①子どもの子育て（教育含む）を主に行っている人（単数回答）

- 子どもの子育て（教育含む）を主に行っている人は、「父母ともに」が最も高く51.2%、「主に母親」が47.3%となっています。／就学前児童
- 子どもの子育て（教育含む）を主に行っている人は、「主に母親」（48.9%）が高く、「父母ともに」が47.7%となっています。／小学生

■子どもの子育て（教育含む）を主に行っている人/就学前児童



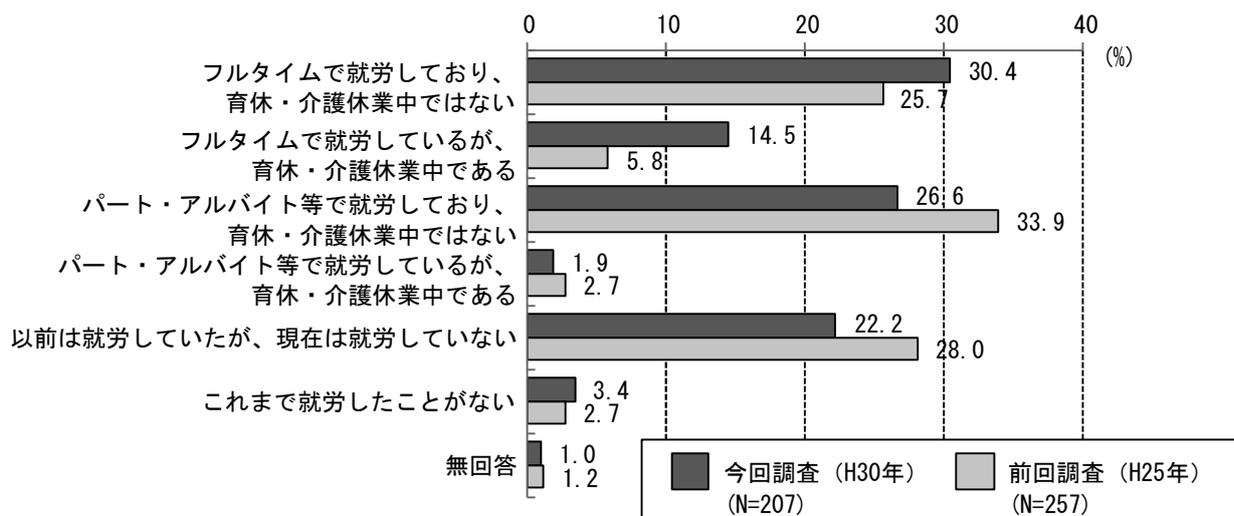
■子どもの子育て（教育含む）を主に行っている人/小学生



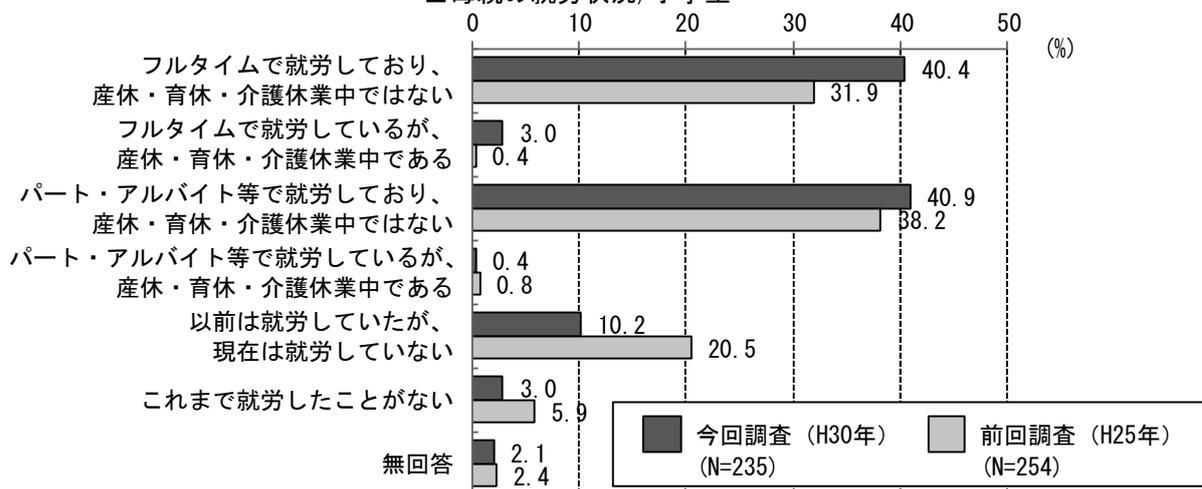
②保護者の就労状況（単数回答）

- 就学前の母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています（30.4%）。／就学前児童
- 小学生の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています（40.9%）。／小学生
- 前回調査と比べて、母親の就労状況に変化がみられます。／就学前児童・小学生

■母親の就労状況/就学前児童



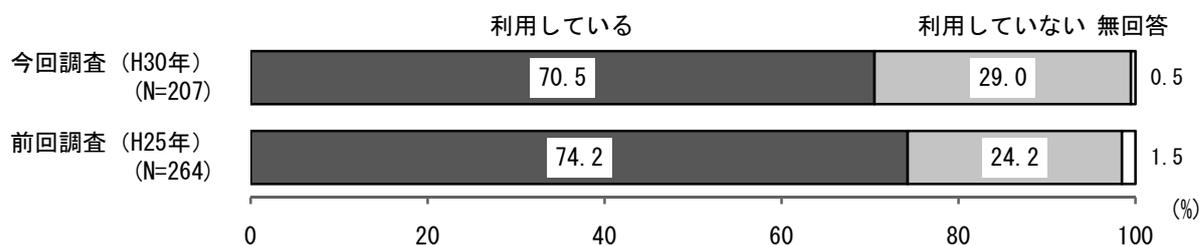
■母親の就労状況/小学生



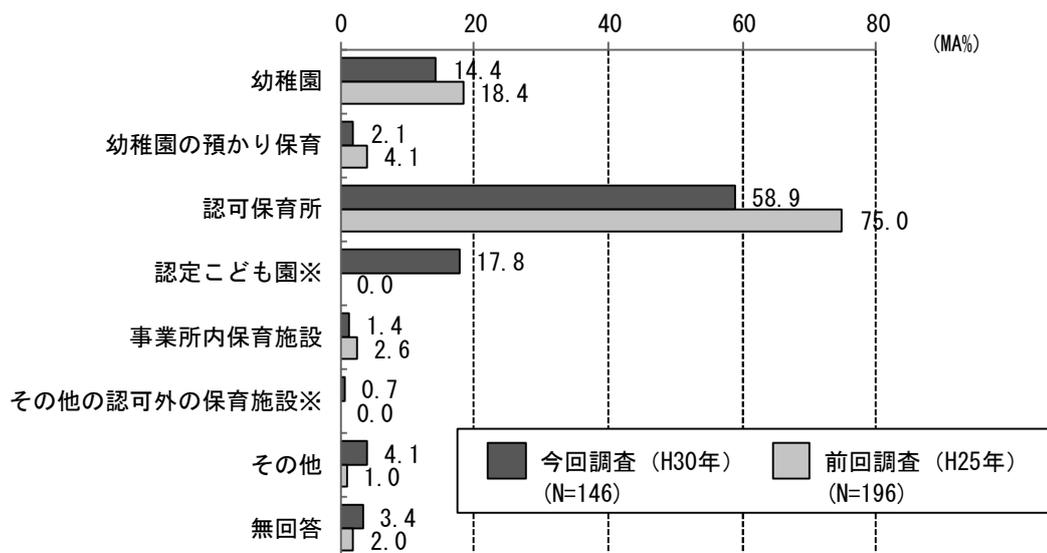
③定期的な教育・保育事業の利用有無（単数回答）

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用については、約7割（70.5%）の方が「利用している」と回答しています。／就学前児童
- 定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が最も高く（58.9%）、次いで「認定こども園」（17.8%）、「幼稚園」（14.4%）となっています。／就学前児童

■定期的な教育・保育事業の利用有無（単数回答）/就学前児童



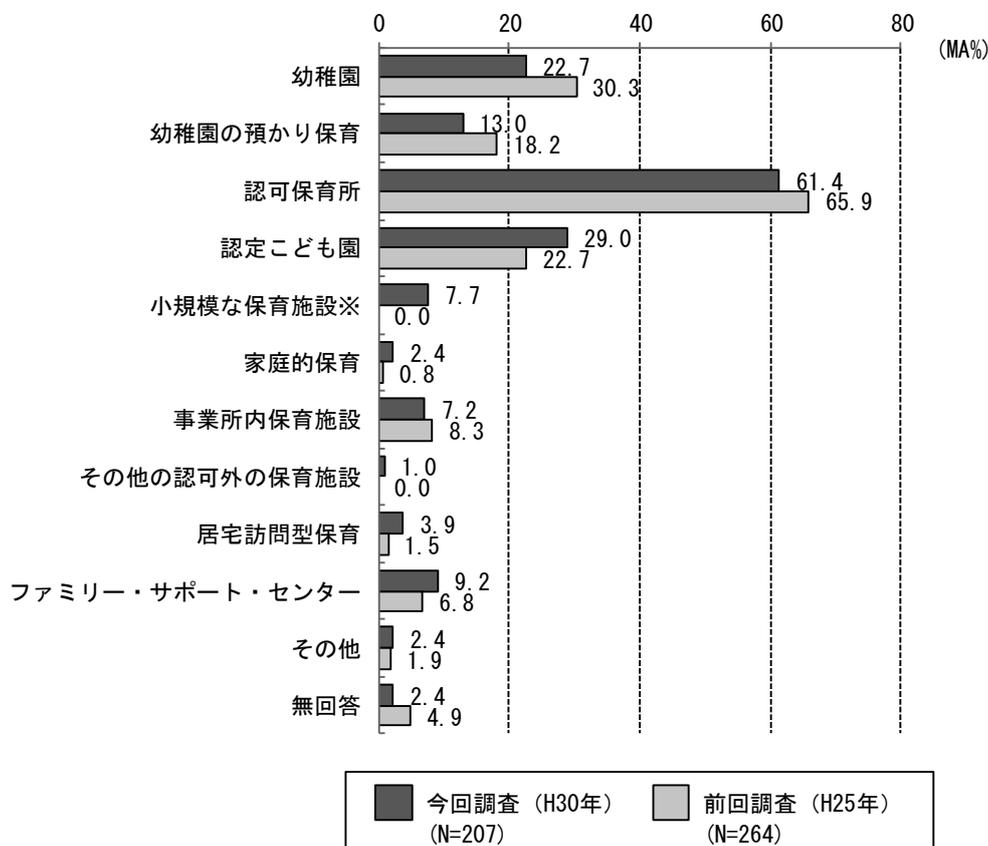
■ 定期的に利用している教育・保育事業/就学前児童



④ 定期的にご利用したい教育・保育事業 (複数回答)

- 定期的にご利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が最も高く(61.4%)、次いで「認定こども園」(29.0%)、「幼稚園」(22.7%)となっています。/就学前児童

■ 定期的にご利用したい教育・保育事業/就学前児童

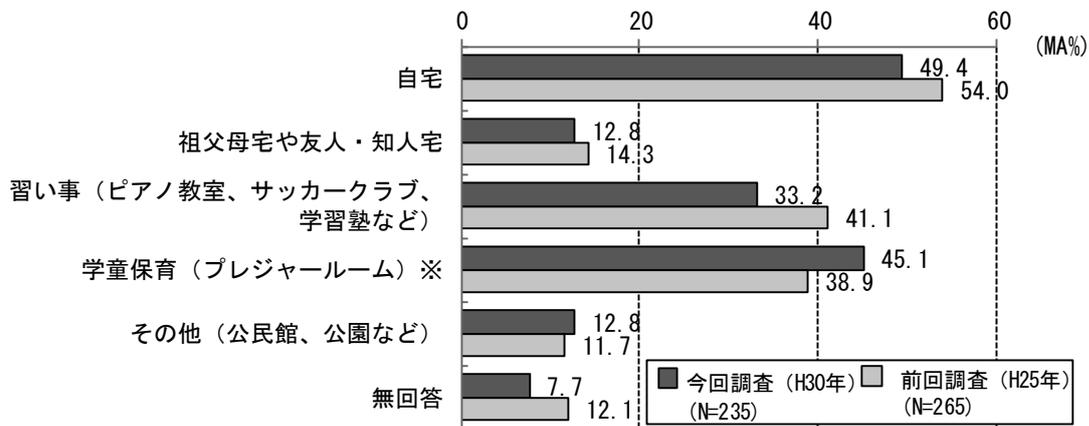


⑤放課後の過ごし方

1)低学年の間、希望する放課後の過ごし方（複数回答）

- 放課後の過ごし方は、「自宅」が最も高く（49.4%）、次いで「学童保育（45.1%）」、「習い事」（33.2%）となっています。／小学生

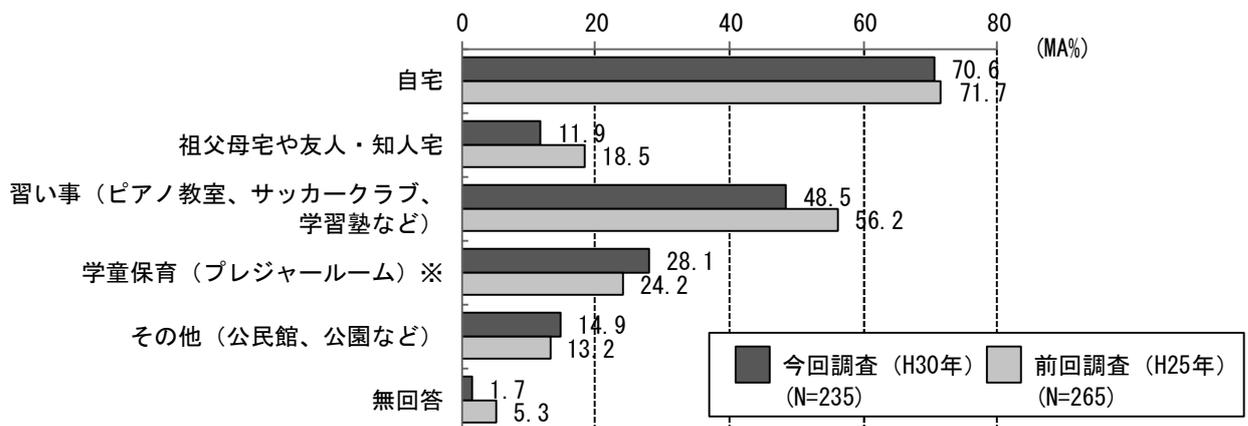
■放課後に過ごしている場所/小学生



2)高学年の間、希望する放課後の過ごし方（複数回答）

- 放課後の過ごし方は、「自宅」が最も高く（70.6%）、次いで「習い事」（48.5%）となっています。／小学生

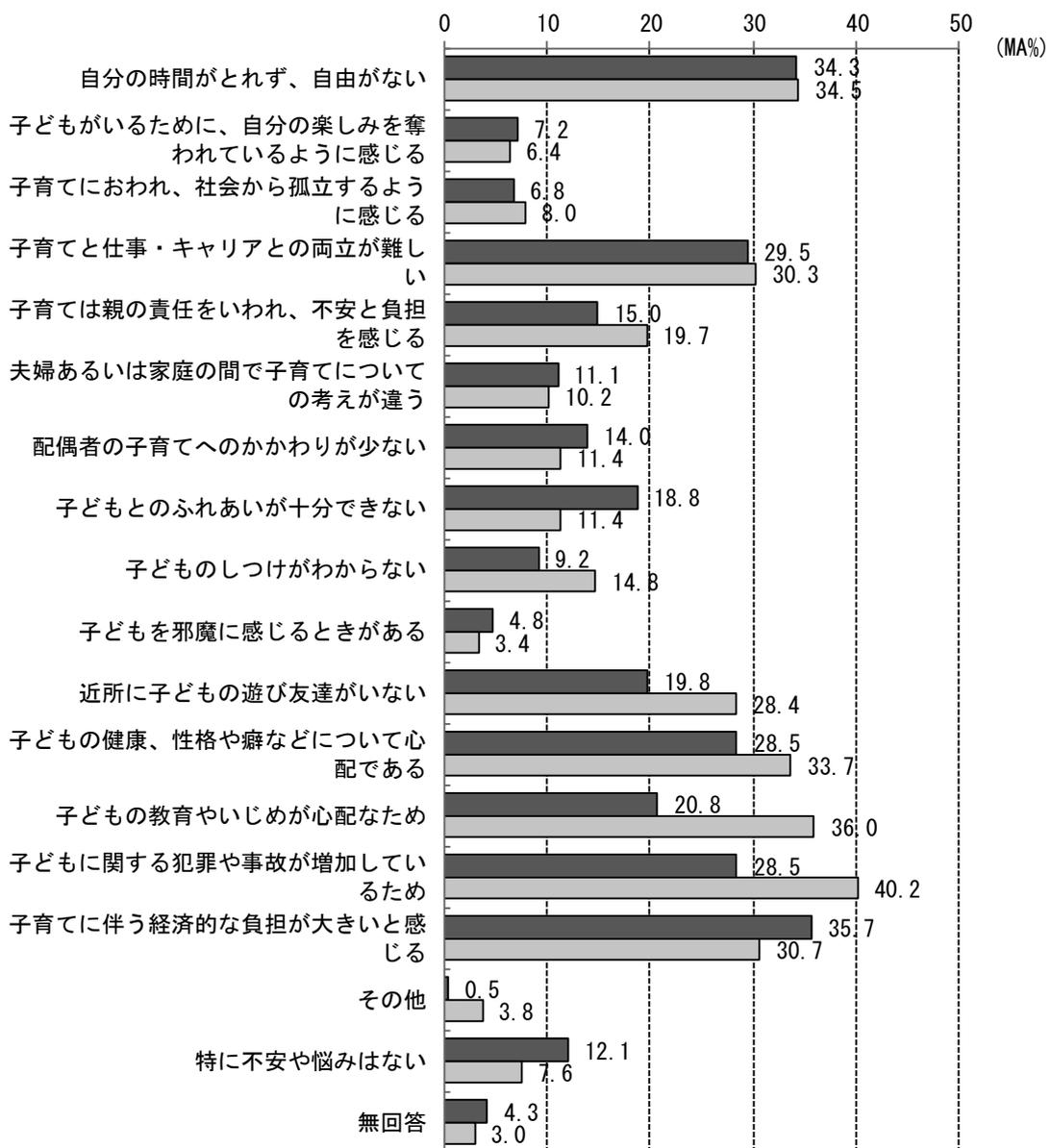
■放課後の過ごし方 (小学校 4~6 年生) /小学生



⑥子育てに関する悩み、気になること（複数回答）

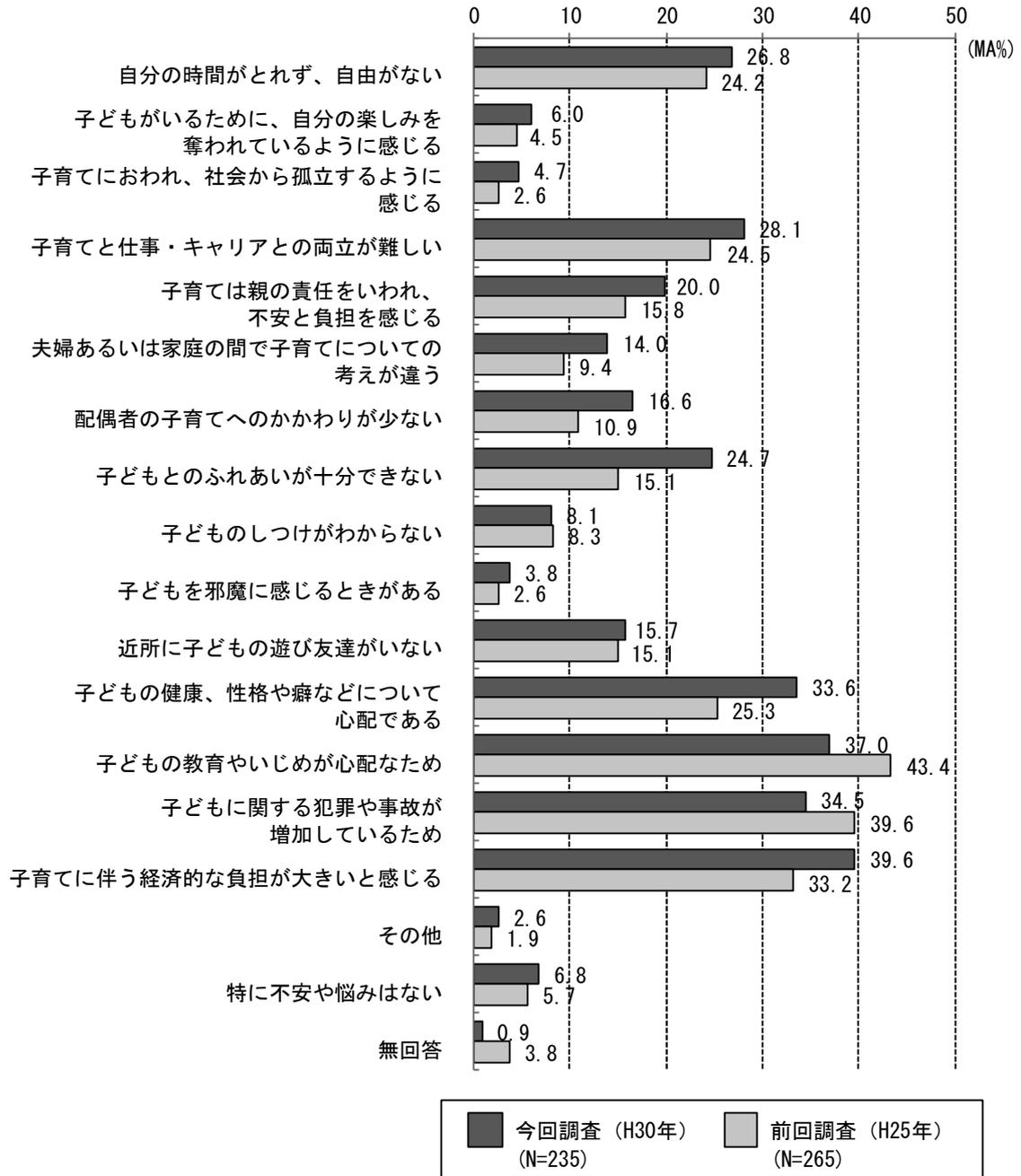
- 就学前児童の子育てに関して悩んでいる、気になることは、「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」(35.7%)が最も高く、次いで「自分の時間がとれず、自由がない」(34.3%)、「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」(29.5%)などとなっています。/就学前児童
- 一方、就学児童の子育てに関して悩んでいる、気になることは、「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」が最も高く(39.6%)、「子どもの教育やいじめが心配なため」(37.0%)、「子どもに関する犯罪や事故が増加しているため」(34.5%)、「子どもの健康、性格や癖などについて心配である」(33.6%)などが続いています。/小学生

■子育てに関して、悩んでいる、気になること/就学前児童



■ 今回調査 (H30年) (N=207) ■ 前回調査 (H25年) (N=264)

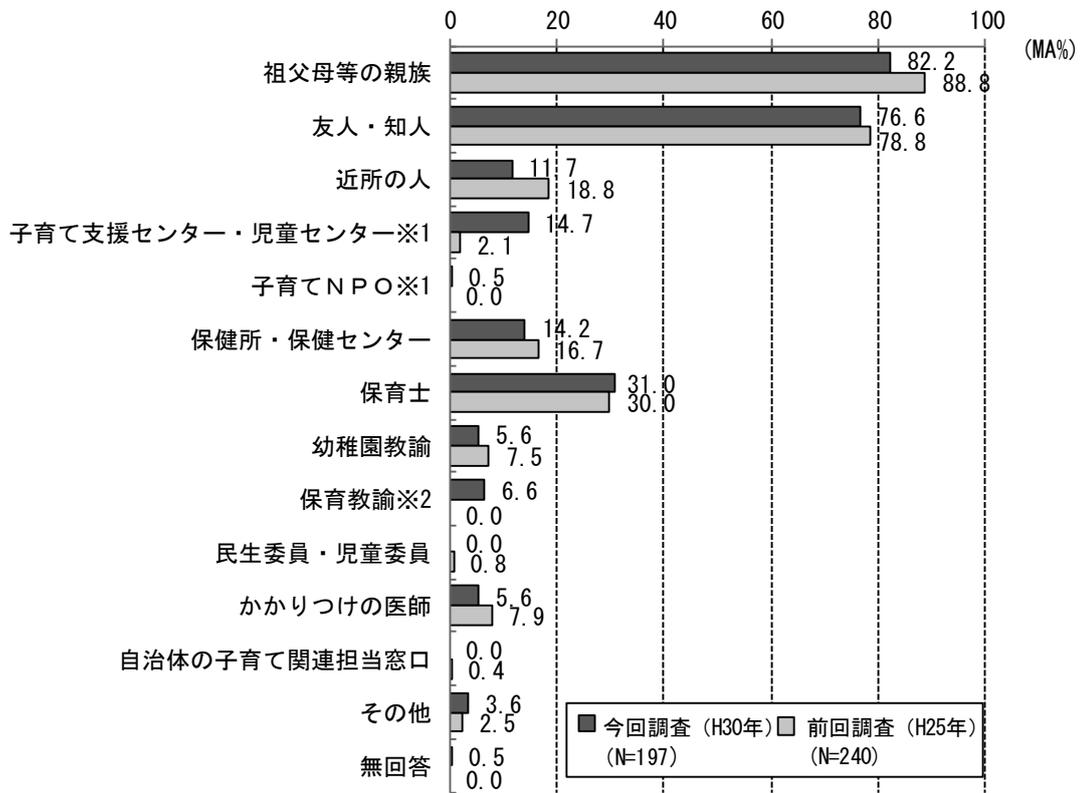
■子育てに関して、悩んでいる、気になること/小学生



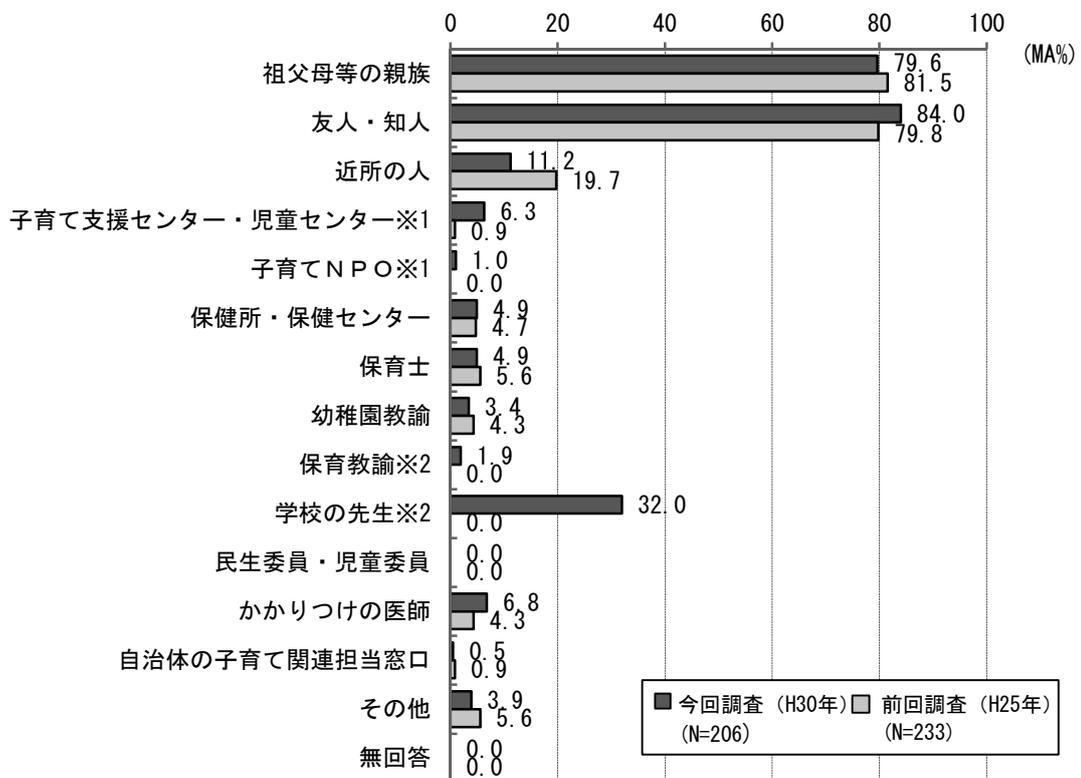
⑦子育てに関する悩みや不安の相談先（複数回答）

- 子育てに関する悩みや不安の相談先は、就学前児童では、「祖父母等の親族」（82.2%）が最も高く、次いで「友人・知人」（76.6%）、「保育士」（31.0%）などが続きます。/就学前児童
- 就学児童では、「友人・知人」（84.0%）が最も高く、次いで「祖父母等の親族」（79.6%）、「学校の先生」（32.0%）などとなっています。/小学生

■子育てに関する悩みや不安の相談先/就学前児童



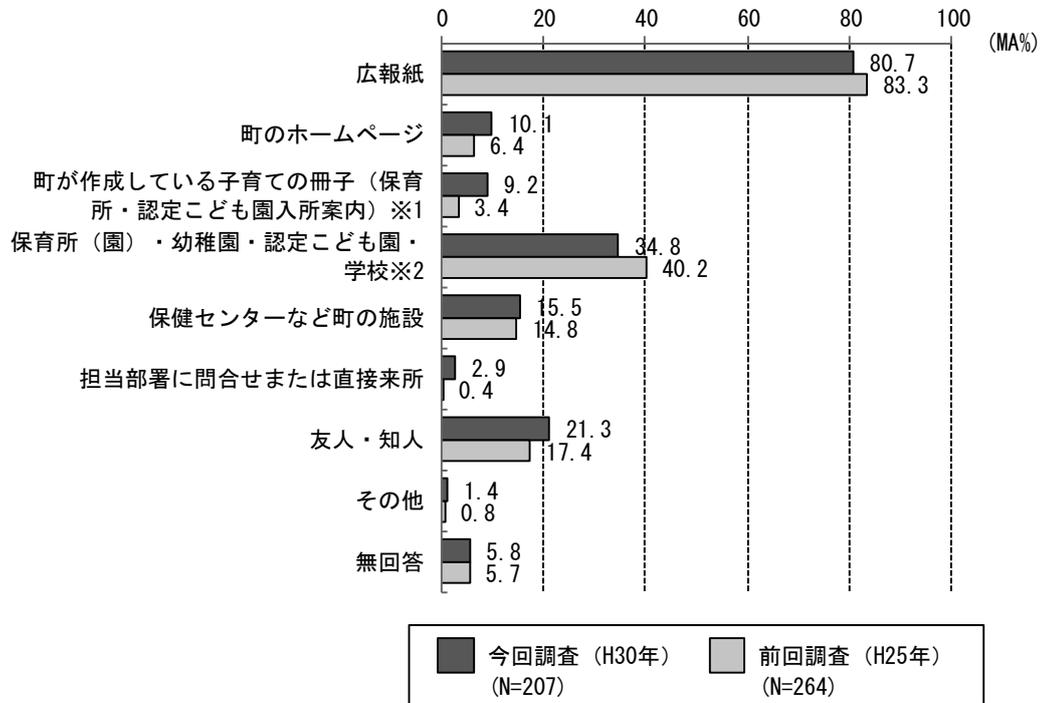
■子育てに関する悩みや不安の相談先/小学生



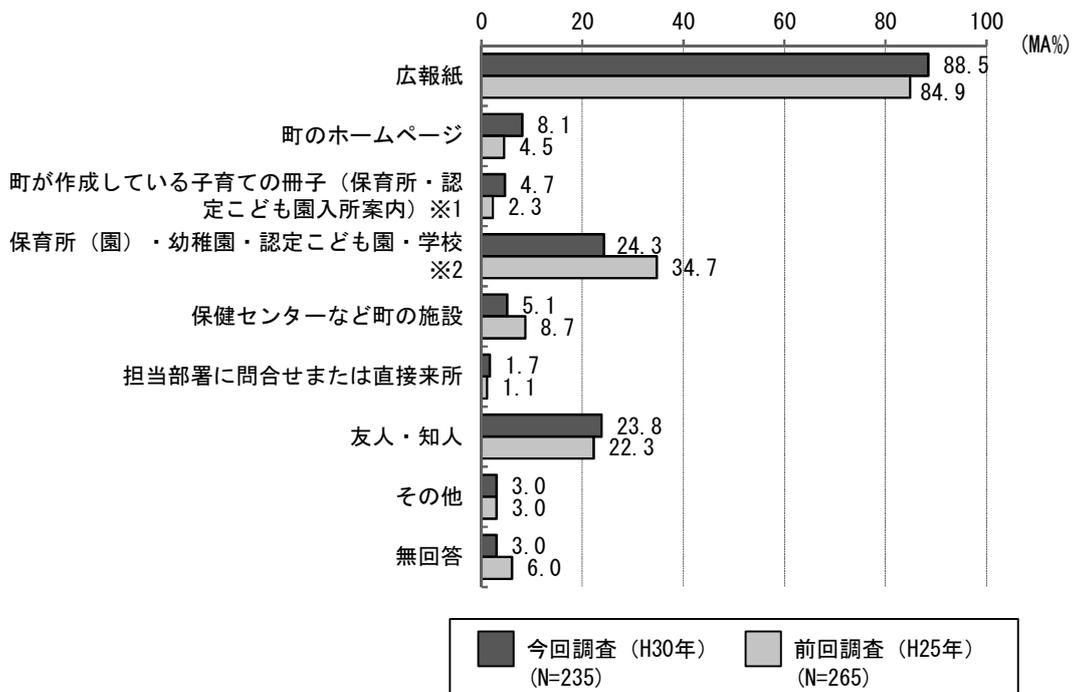
⑧子育て支援情報の入手先（複数回答）

- 子育て支援情報の入手先は、就学前児童・小学生ともに「広報紙」が最も高く（80.7%、88.5%）、次いで「保育所（園）・幼稚園・認定こども園・学校」（34.8%、24.3%）、「友人・知人」（21.3%、23.8%）となっています。/就学前児童・小学生

■子育て支援情報の入手先/就学前児童



■子育て支援情報の入手先/小学生



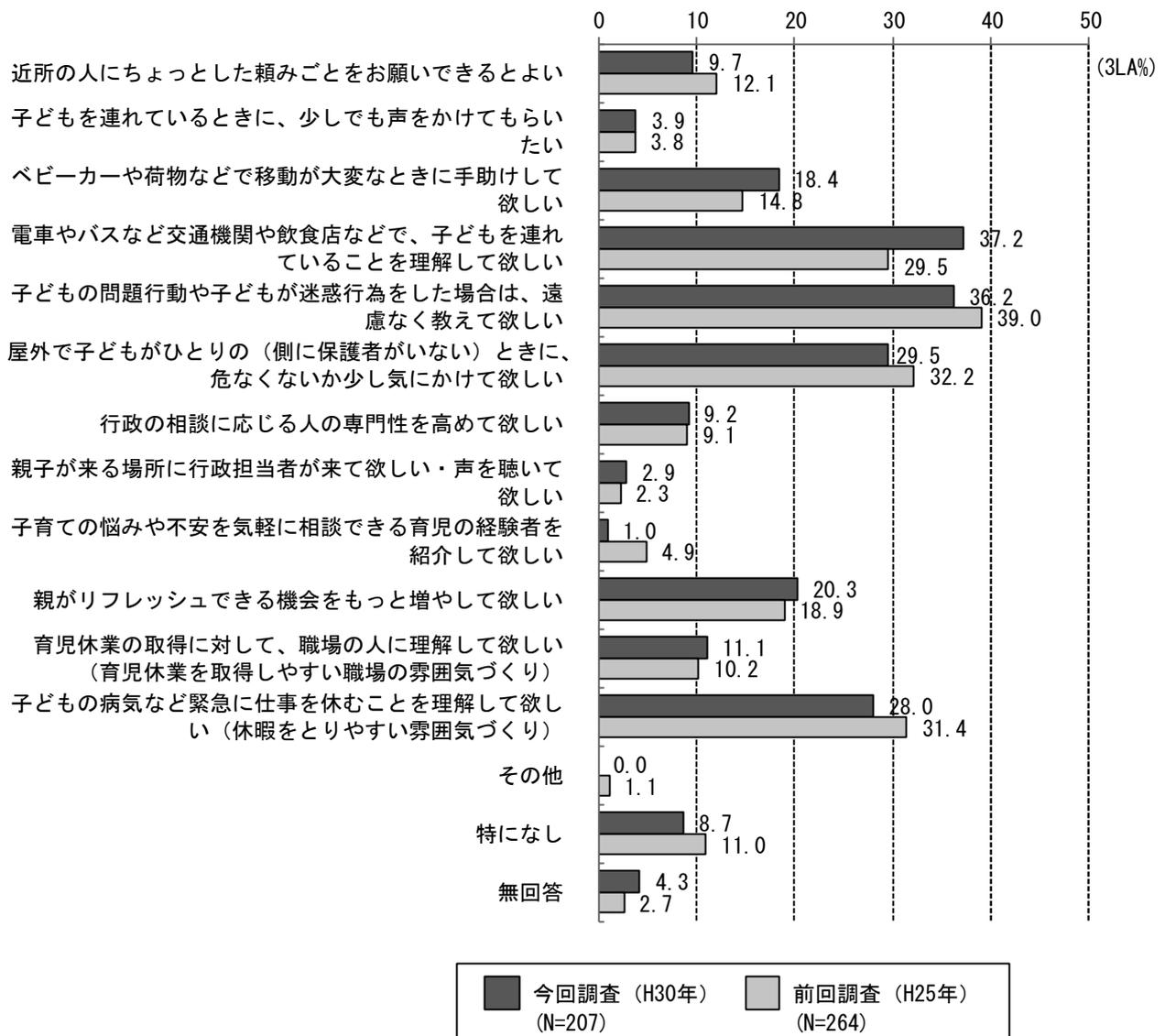
※1 前回調査では、「子育てガイドブック」

※2 前回調査では、「保育所・幼稚園・学校」

⑨子育てする上で欲しいサポート（複数回答）

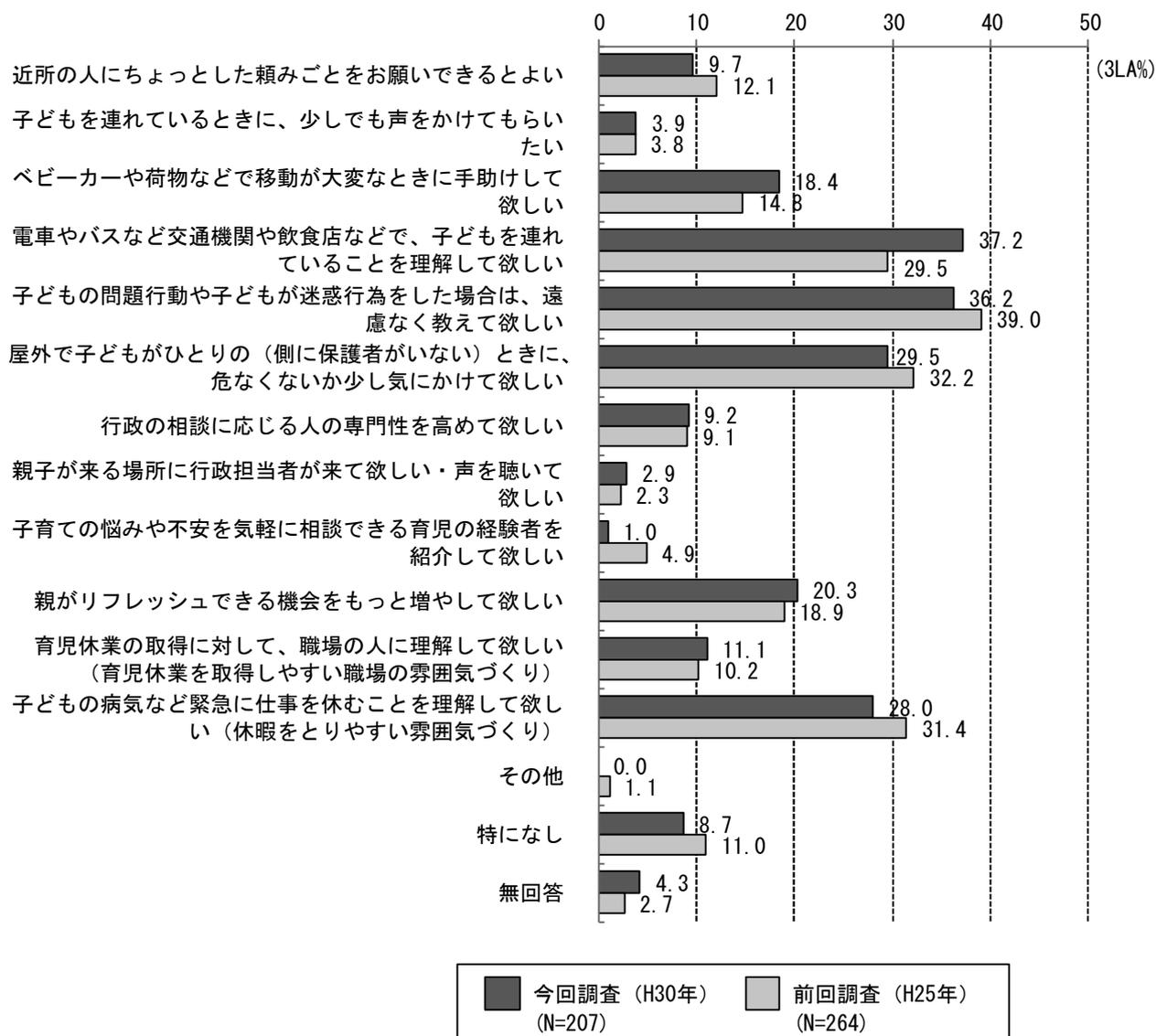
- 就学前児童の保護者が子育てする上で欲しいサポートは、「電車やバスなど交通機関や飲食店などで、子どもを連れていることを理解してほしい」（37.2%）が最も高く、続いて「子どもの問題行動や子どもが迷惑行為をした場合は、遠慮なく教えて欲しい」（36.2%）、「屋外で子どもがひとりのときに、危なくないか少し気にかけて欲しい」（29.5%）、「子どもの病気など緊急に仕事を休むことを理解して欲しい」（28.0%）などとなっています。／就学前児童

■子育てする上で欲しいサポート／就学前児童



- 小学生の保護者が子育てする上で欲しいサポートは、「電車やバスなど交通機関や飲食店などで、子どもを連れていることを理解してほしい」(37.2%) が最も高く、「子どもの問題行動や子どもが迷惑行為をした場合は、遠慮なく教えて欲しい」(36.2%)、「屋外で子どもがひとりのときに、危なくないか少し気にかけて欲しい」(29.5%)、「子どもの病気など緊急に仕事を休むことを理解して欲しい」(28.0%) などが続きます。／小学生

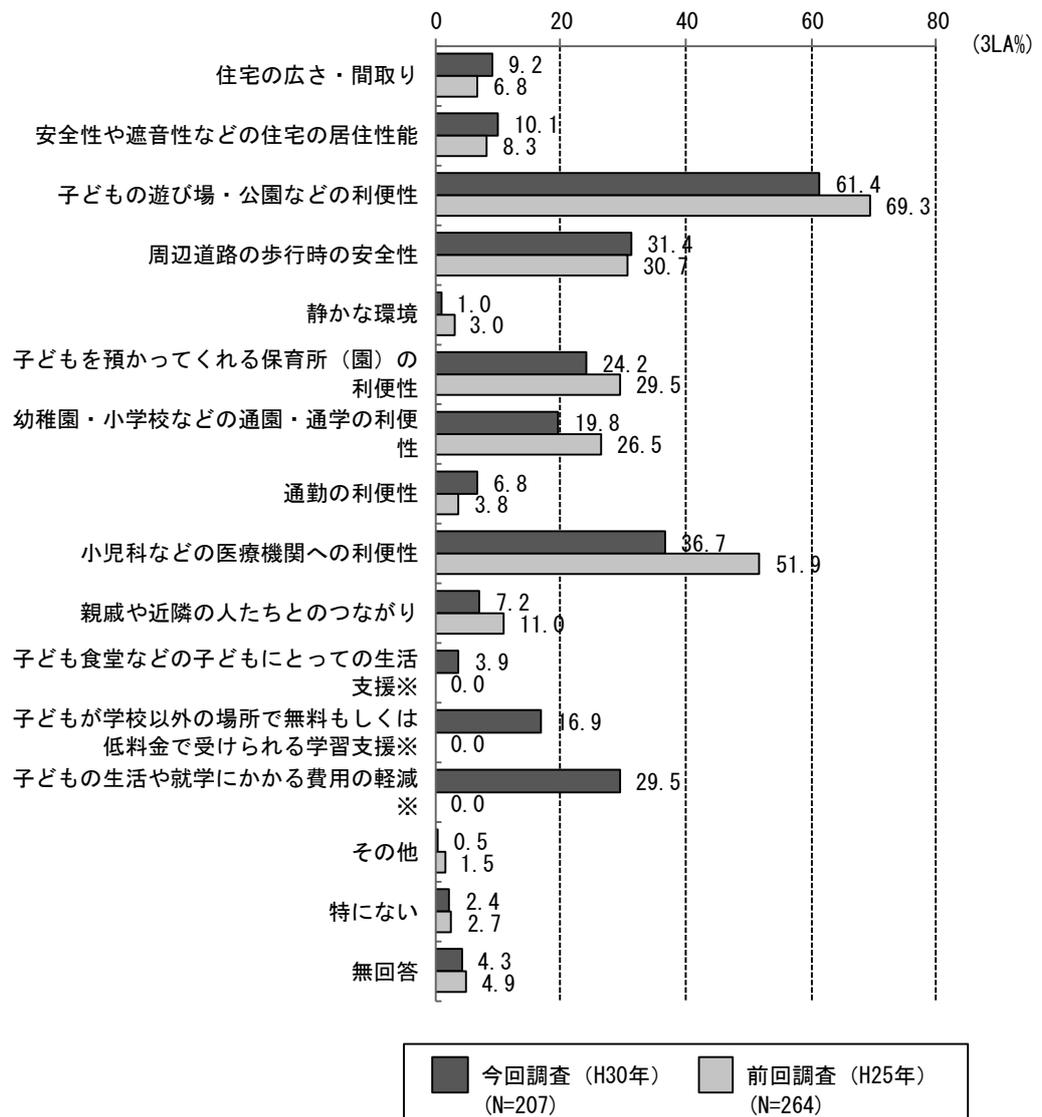
■子育てする上で欲しいサポート／小学生



⑩子育て支援に有効な施設やサービス（複数回答）

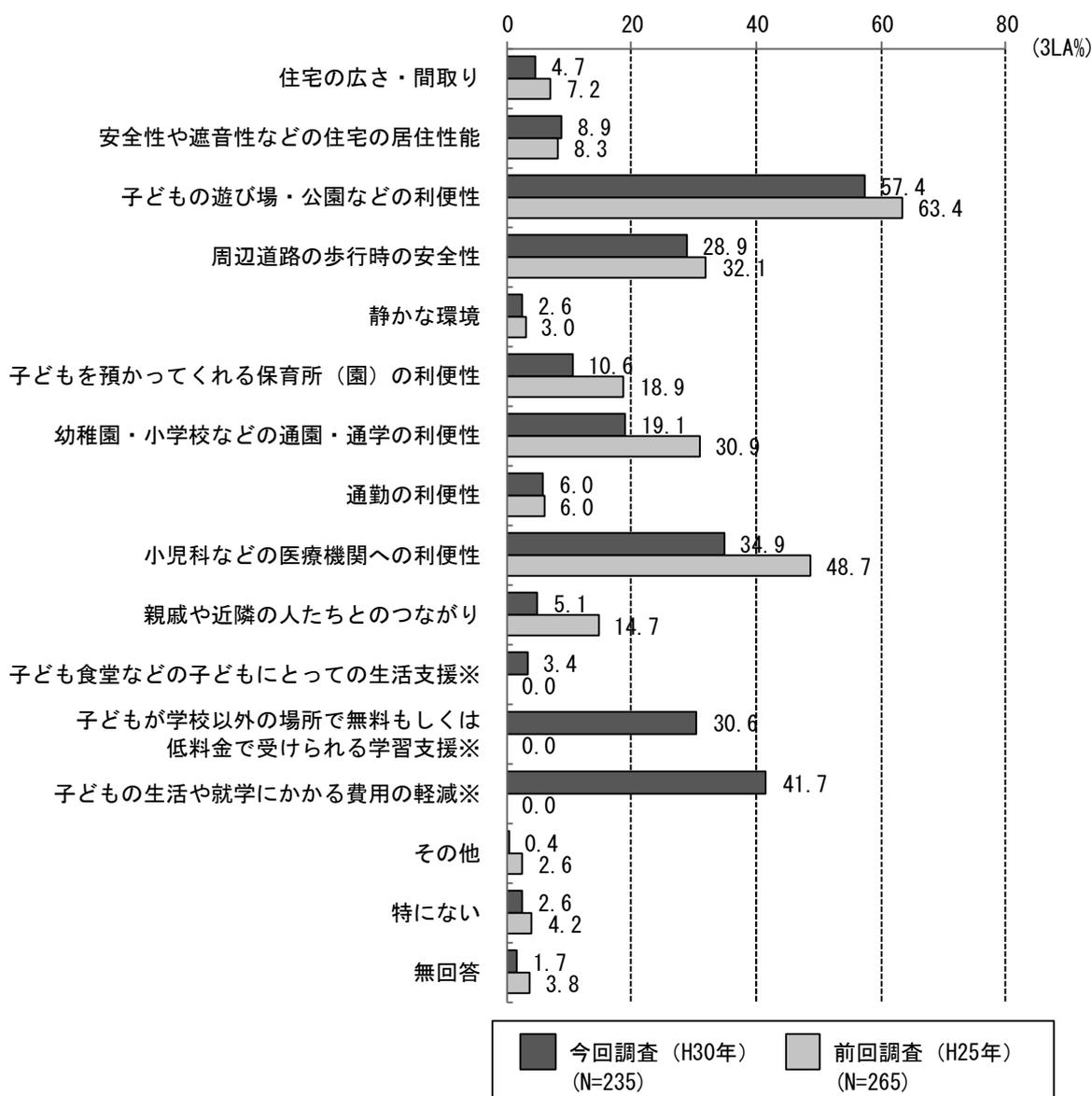
- 子育て支援に有効な施設やサービスは、就学前では「子どもの遊び場・公園などの利便性」が最も高く（61.4%）、次いで「小児科などの医療機関への利便性」（36.7%）、「周辺道路の歩行時の安全性」（31.4%）となっています。／就学前児童
- 子育て支援に有効な施設やサービスは、小学生では「子どもの遊び場・公園などの利便性」が最も高く（57.4%）、次いで「子どもの生活や就学にかかる費用の軽減」（41.7%）が高く、「小児科などの医療機関への利便性」（34.9%）、「子どもが学校以外の場所で無料もしくは低料金で受けられる学習支援」（30.6%）などが続いています。／小学生

■子育て支援に有効な施設やサービス／就学前児童



※「子ども食堂などの子どもにとっての生活支援」「子どもが学校以外の場所で無料もしくは低料金で受けられる学習支援」「子どもの生活や就学にかかる費用の軽減」前回調査では選択肢なし

■子育て支援に有効な施設やサービス／小学生



※「子ども食堂などの子どもにとっての生活支援」「子どもが学校以外の場所で無料もしくは低料金を受けられる学習支援」「子どもの生活や就学にかかる費用の軽減」前回調査では選択肢なし

第4章 施策の展開

1. 地域における子育て支援と親子の健康の確保

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

①子育てに関する情報提供の充実

子育てに関する様々な情報について、必要な人が適切な情報を得ることができ主体的に行動できるよう、広報誌やホームページ、ケーブルテレビの放送などで効果的な情報発信を推進し、子育てに関する情報や地域における子育て支援サービスの情報提供の充実に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
1	妊娠時における 子育て情報提供 【保健センター】	母子健康手帳交付時に、県、町の事業紹介など妊娠期から子どもの思春期までの幅広い子育て情報や福祉サービスを掲載した冊子を配布し情報提供を行う。
2	子育て情報の周知及び 子育て支援パンフレットの作成 【健康増進課】 【福祉課】	子育てに関する意識啓発のため子育て支援に関するパンフレットを作成し、配布するとともに、ホームページ等を活用し、子育て支援に関する一元的な情報提供を行う。

②子育ての負担感や不安感をやわらげる支援

多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり事業を実施し、より保護者が利用しやすい環境の整備に努めるなど、保育サービスの充実を図ります。また、各関係機関との協力体制を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するために子育て世代包括支援センターを整備するとともに、各子育て支援サービス事業を引き続き継続します。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
3	子育て世代包括支援 センターの整備 【保健センター】 【福祉課】	妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の整備を図る。
4	一時預かり事業 【福祉課】	保護者が病気にかかった時やリフレッシュしたい時などに、子どもを一時的に預かる一時預かり事業を実施し、保護者が利用しやすい環境の整備を図る。

No.	事業名（担当所管）	事業内容
5	こども医療の助成 【保険医療課】	中学校卒業までの児童の医療費の一部を助成（未就学児については現物給付方式で助成）して医療費負担の軽減を図り、医療サービスを受けやすくすることで児童の健康が確保されるよう引き続き支援を行う。（所得制限を撤廃し、奈良県基準の所得制限を超えている児童に対しては、町の単独事業で助成を行う。）

③子育てに伴う経済的支援

国や奈良県を含め現状で行われている経済的支援策との整合性をとりつつ、各種手当や医療費の助成、就学援助等の支援に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
6	児童手当 【福祉課】	中学校卒業までの児童を養育している保護者に児童手当を支給する。
—	こども医療の助成 【保険医療課】	<No. 5 再掲>
7	就学援助 【教育委員会】	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品、給食費、修学旅行費などの援助を行う。

（2）教育・保育サービスの充実

子育てをしながら就労する保護者の増加と勤務形態の多様化に伴い、様々な保育ニーズに応えられるよう、保育所等の機能や職員の資質向上に努めます。また、延長保育や一時預かりなどの保育サービスを引き続き実施するとともに、0歳児、1・2歳児など出産後、育児休業明けの保護者がスムーズに保育所等を利用できる体制の整備に努めます。

①多様なサービスの提供

教育・保育に関連する多様なサービスの提供に努めます。

No.	事業名（担当所管）	事業内容
8	通常保育 【福祉課】	保育所、認定こども園の機能及び保育の質の向上に努め、待機児童ゼロを継続する。
9	保育施設の整備 【福祉課】 【町立保育所】	施設の計画的な修繕等を行う。
10	延長保育事業 【福祉課】	通常の保育時間を延長する延長保育を継続して実施する。
11	病後児保育事業 【福祉課】	病気の回復期にあり集団保育が困難である乳幼児及び児童を一時的に預かる病後児保育事業を継続して実施する。 覚書を締結している他市町村からの広域的な受け入れを継続して実施する。
12	障がい児保育事業 【福祉課】	保育士を加配し、障がいを持つ児童の受け入れを促進する。
13	放課後児童健全育成事業（学童保育事業） 【福祉課】	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童を対象に、安心して生活できる居場所を提供する。 学童保育（プレジャールーム）を全ての小学校区で継続して実施する。

（3）子どもと親の健康の確保

① 妊娠期における支援

妊娠初期から各妊産婦健康事業を実施し、保健指導を行っています。また、健やかな妊娠期を過ごすことができるよう、出産、育児への不安の軽減を図るための健康相談、訪問指導を実施するほか、男性、女性にかかわらず妊娠・出産・育児への知識を深め、積極的な育児参加の促進に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
14	妊婦一般健康診査 【保健センター】	すべての妊婦が安心・安全に出産できるよう、妊娠が順調かどうかを確認する妊婦健康診査を実施する。
15	妊産婦・母性・女性の健康相談 【保健センター】	生涯を通じた女性の健康づくりを支援するため、吉野保健所と連携し、妊娠中や産後の健康管理、思春期の身体の変化、不妊、更年期障害など、女性の健康に関する相談など各種情報提供を行う。
16	妊産婦の訪問指導 【保健センター】	助産師・保健師が、妊産婦の家庭を訪問し、妊娠中及び産後の健康についての保健指導や相談を行なうとともに、出産や育児に関する支援を行う。

No.	事業名（担当所管）	事業内容
17	マタニティクラス 【保健センター】	妊娠中の母体と胎児の健康のために望ましい食事や妊娠、出産、育児に関する正しい知識や技術の普及に努める。助産師による妊娠・出産による母体の変化とマイナートラブルの予防についての講座を実施し、妊婦自身が身体の変化についての理解を深める機会をもつ。 母親同士の交流による仲間づくりを促し、不安の解消や育児の向上を図る。また、家族がお互いに理解し、思いやりを深めることで、協力して子育てを行なうために、男性の育児参加を促進するための内容の充実を図る。
18	マタニティマークの普及・啓発 【保健センター】	マタニティマークの普及・啓発を進めるため、車に貼れるステッカーの配布などで、妊産婦にやさしいまちづくりをめざす。
19	妊婦の歯周疾患健診 【保健センター】	妊娠すると、ホルモンバランスの変化やつわりによる歯みがき不足などが原因で、歯肉が腫れやすくなったり、虫歯になりやすくなるため、妊娠中の口腔内を健全に保つとともに、歯科保健への意識を高めて母子の健康を守るため、検診及び保健指導を行う。

② 乳幼児期における支援

乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応を図るため、各成長段階における乳児一般健康診査や各特性にあわせた有効な健康診査を行います。また、健康診査受診時に、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談・保健指導を行うとともに、保護者の健康状態や育児生活の状況、育児不安などを把握し、支援が必要と思われる保護者を対象に、相談・指導を行うことで、虐待の発生リスクを回避し、安心して健全な子育てができるよう支援します。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
20	乳幼児健康診査事業 【保健センター】	乳児期、1歳6か月、3歳6か月の幼児期に健康診査を実施し、疾病や異常の早期発見と適切な治療や支援につなげる。また、発達段階に応じた保健・栄養・歯科指導とともに、虐待予防や育児支援も含め育児者への相談・指導を行い、乳幼児の健全な発育・発達を促す機会とする。
21	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業 【福祉課】	民生・児童委員と相談員が生後4ヵ月までの乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけ、母性及び乳児の健康の保持及び増進を図る。
22	「すこやか発達相談」（1歳6か月児・3歳6か月児健康診査二次健診） 【保健センター】	健診の結果で精神面の発達について経過観察が必要と判断された幼児や保護者からの希望のある幼児を対象に、専門相談員が個別面接を行う。発達障害の早期発見や早期対応につなげる他、発達状況に応じた指導・相談を行い、幼児の健やかなこころの発達と育児支援を促す。

No.	事業名（担当所管）	事業内容
23	新生児訪問 【保健センター】	新生児のいる家庭を保健師等が訪問し、新生児の発育発達や健康状態について確認する。また、産婦の健康状態や育児状況等について相談・指導を行い、新生児の健全な発育発達を促すとともに、育児を支援する。
24	乳幼児訪問 【保健センター】	健康診査後に経過の把握を必要とする乳幼児を対象に、保健師が家庭訪問し、健康管理や発育・発達に関する相談と助言・指導を行う。
25	予防接種 【保健センター】	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、結核等の発生及びまん延を防止するため、主に乳幼児を対象に定期予防接種を実施する。
26	乳幼児健康診査における歯科指導（歯科保健指導事業） 【保健センター】	各乳幼児健康診査の受診者及び参加者を対象に、歯と口腔の健康づくりについての正しい知識を普及し、口腔衛生管理に対する意識を高めるとともに、ブラッシング手技、食習慣など、成長段階に応じたむし歯予防習慣を確立する。
27	乳幼児健康相談 「すくすく相談」 【保健センター】	乳幼児を対象に、身体計測などによる発育・発達の確認とともに、保健師や栄養士による健康や育児、食事についての相談の機会を提供し、乳幼児の健やかな成長・発達と子育て支援を行う。
28	離乳食講座 【保健センター】	1歳未満の乳児を持つ保護者を対象に、月齢や発育状況に応じた離乳食の進め方の教室を通し、乳児期の栄養に関する知識を普及する。
29	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） 【福祉課】	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として地域子育て支援センターを開設し、子育てについての相談、情報の提供、講習等の実施を行う。
30	乳幼児の事故防止に向けた取り組みの充実 【保健センター】	子育てのしおりや安全チェックシートなどを配布し、乳幼児にとって家庭内での危険な場所やもの（潜在的なものも含む）などについての認識を高め、事故防止・予防について啓発の促進を図る。
31	乳幼児期からの生活習慣病予防啓発 【保健センター】	生涯にわたる健康的な生活習慣の確立により生活習慣病を予防するため、乳幼児、児童・生徒を持つ保護者を対象に、子どもの生活リズムや食生活、歯の健康等に関する啓発を強化する。

③ 児童・生徒の健やかな身体育成への支援

児童・生徒の健やかな育成と生活習慣病の予防のため、保健・医療機関、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等との連携を強化するとともに、定期的な健康診断の実施や心と体についての相談体制の整備を図ります。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
32	生活習慣病予防の充実 【保健センター】	小児期からの生活管理と生活習慣病の予防を視野に入れ、栄養士や保健師等との連携を強化し、健康的な食習慣の保持、食育指導を実施し、歯の健康などに関する啓発を強化する。
33	学校定期健康診断事業 【教育委員会】	小中学校における、児童・生徒の心と体についての健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持増進に努める。

④ 乳幼児期からの食育の推進

保育所等において、保育士等と保護者、児童とともに料理等をつくることで食生活と成長について考える機会を設け、各関係機関と連携して栄養士による食育の普及啓発に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
34	乳幼児健診における栄養指導 【保健センター】	各乳幼児健診時の問診において食事の状況を確認し、必要に応じて栄養指導を行い、保護者からの栄養相談に応じるなど、食事を通じた親子の健康づくりを支援し、保護者に望ましい食生活に関する情報提供を行う。
35	食育事業及び保育所等における食育の推進 【福祉課】 【保健センター】	子どもの健やかな心身の発達を促すため、栄養士が日常の給食やその他の行事を通して食べる力を豊かに育む食育の促進に努める また、保育所の児童や保護者に対し、栄養士による食育指導を実施し、乳幼児期からの正しい食習慣の形成と食生活の改善を図るとともに、子どもたちのより健やかな成長を促す。

⑤ 学校給食等を通じた食育の推進

小・中学生において、食育を推進します。生活習慣病を予防する取り組みとして、学校給食等を通じて食事バランスなどについての知識の学習と望ましい食習慣の定着を図るとともに、保護者を対象とした試食会を通して、心身の発達に適切な食生活への理解と改善を啓発し、家庭における食育の推進を図ります。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
36	食生活改善推進員協議会の活動支援 【保健センター】	町民の健康づくりを支援するために、大淀町食生活改善推進員協議会を育成し、町のイベントや行事等における活動の支援を行う。
37	食事づくり等体験活動 【保健センター】	若年層の健康意識と食に関する自己管理能力を高めるため、小学生とその保護者を対象とした料理教室（調理実習等）を食生活改善推進員協議会との共催により実施する。
38	学校給食の充実 【教育委員会】	子どもの生活習慣病を予防するため、食育と運動が連携した取り組みを推進し、その一環として学校給食の一層の充実を図る。
39	学校給食試食会 【教育委員会】	保護者に学校給食を試食してもらい、食事の大切さへの理解と食生活改善の啓発を図る。

⑥思春期保健対策の充実

中学生等を対象に性に関する正しい知識の普及、思春期からの健康づくりや命の大切さ、将来の子育てに対する関心を深めるための思春期保健について学習する機会を設けます。

また、自分自身や周囲の人の健康を守るため、喫煙、飲酒、薬物の乱用防止に向けた指導や教育を行います。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
40	学校における性教育の充実 【教育委員会】 【保健センター】	生命の尊さや人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持つことを理解し、自ら考え判断し意思決定の能力を身に付け、望ましい行動をとれるような教育を推進するとともに、保健センターとの連携による相談体制の構築、研修会の実施、保護者への講演会など、様々な機会を捉えた性教育を推進する。
41	学校における喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止教育の充実 【教育委員会】 【保健センター】	喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止などについて、自分自身の健康や周囲の人への影響などについて、正しい知識を学習し、健全な思春期が送れるよう、学校をはじめ関係機関と連携しながら、啓発と教育指導の充実を図る。
42	学校カウンセリング研修会の実施 【教育委員会】	「学校カウンセリング研修会」を実施し、教員として必要な生徒指導・教育相談の理論や技法を習得し、教育活動に生かせる実践力の向上を図り、思春期における悩みや問題を抱える生徒や保護者に対応できる相談体制の構築を図る。

⑦小児医療の充実

子どもの健康等に関する不安を軽減するため、子育て医療相談の周知を図るとともに、救急医療に関する情報提供を行います。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
43	子育て医療相談 【保健センター】	土・日・祝日の夜間救急、急病時に対応する県の小児救急医療電話相談について、各健診時の文書の配付やホームページへの掲載を通じて周知に努める。
44	小児救急体制の整備 【保健センター】	小児救急医療電話相談と県内休日応急診療所一覧をホームページに掲載することで、救急医療に関する情報提供に努める。
45	周産期医療に関する情報提供 【保健センター】	周産期医療に関する情報を町民に提供し、周知に努める。
46	未熟児養育医療費の助成 【保健センター】	身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を助成する。

こども救急電話相談(奈良県)

実施内容	<p>専門の看護師（必要に応じて医師）が子どもの急病に対して電話相談に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談電話番号：#8000（プッシュ回線） 0742-20-8119（携帯電話・IP電話・ダイヤル回線等） ●相談日時：午後6時～翌日午前8時（平日） 午後1時～翌日午前8時（土曜） 午前8時～翌日午前8時（日曜・祝日・年末年始） ●対象者：奈良県内に住む15歳未満の子ども及びその家族
------	--

2. 教育環境及び生活環境の整備

(1) 教育環境の充実

① 幼児教育の充実

人間としての基盤づくりに果たす幼児教育の役割は重要であり、この時期に生活や遊びを通して、たくましく生きる力の基礎をつくるのが幼児教育の役割であると捉え、教育内容・教育環境の充実と小学校への円滑な接続のための幼稚園・保育所等と小学校との連携を推進し、あわせて子育てへの不安や大変さを感じる家庭への相談体制支援の充実に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
47	幼稚園教育の充実 【教育委員会】	幼稚園の教育活動及び教育環境の充実に努める。
48	幼小交流研修会の充実 【教育委員会】	幼稚園と小学校の職員が交流して円滑な移行や卒園までの達成目標について協議するなどの研修を行う。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問し交流体験を行う。
49	P T A活動の活性化 【教育委員会】	「おとなが変われば子どもが変わる」のスローガンのもと、幼・小・中学校のP T Aが連携して、子どもを育てる。

② 学校教育の充実

次代の担い手である子どもたちが自ら学び考え、生きる力を育ていけるような教育環境の整備に努めるとともに、家庭に次ぐ人間形成の場として心の教育や体験的活動を推進し、いじめや不登校への適切な指導や相談体制の強化を図ります。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
50	学校施設の整備 【教育委員会】	学校の環境を改善・充実させる。
51	総合的な学習時間の支援 【教育委員会】	新しい時代に対応した新しい教育内容（英語活動、情報教育、環境教育など総合的な学習の時間を通して行う教育内容）や基礎的・基本的な学習内容の確実な定着などを支援し、子どもの教育の充実にめざす。
52	教育副読本の整備 【教育委員会】	子どもも地域社会の一員として自覚し、地域を理解する手助けとなる小学校社会科副読本、中学校社会科地域教材、道徳郷土資料集の作成等を行う。
53	健やかな心身の育成 【教育委員会】	子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができるよう、外部指導者の活用や地域との連携を図るなど、学校におけるスポーツ環境の充実に努め、健やかな心身の育成、体力向上を図る。

No.	事業名（担当所管）	事業内容
54	教育インターネットの整備 【教育委員会】	小・中学校をインターネットで結び、各校での研究成果や発表などの情報や教育資料を共有化し、教育指導や授業方法等の多角化を推進する。
55	中学生社会体験チャレンジ事業 【教育委員会】	生徒が地域の中で様々な社会体験活動を通して、多くの人びととふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立性を養い、たくましく豊かに生きる力を育む。
56	男女平等教育の推進 【教育委員会】	性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を發揮できる子どもを育てることをめざし、男女共同参画の理念に配慮した男女平等教育を推進する。
57	国際理解教育の推進 【教育委員会】	小・中学校、幼稚園に外国人講師などを派遣し、子どもたちが異文化を肌で感じ、国際感覚を養うとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。
58	情報教育環境の整備と情報教育の推進 【教育委員会】	児童・生徒が課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することができるように、情報教育環境及び指導環境の充実を図る。
59	パートナーシップ事業 【教育委員会】	地域住民が、学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を推進するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの生きる力を育成する。
60	特色ある学校づくり 【教育委員会】	各学校が家庭や地域社会と連携・協働して、多様な体験活動を推進するなど特色ある教育、特色ある学校づくりを推進する。
61	信頼される学校づくり 【教育委員会】	学校評議員制度や教職員研修など、教員の資質向上に努め、信頼される学校づくりを推進する。

③子育てに関する相談体制の充実

保護者の子育てに対する不安や悩みを解消できるよう、子育てに関する情報や親子で交流できる機会を積極的に提供し、関係各機関の相談機能や交流活動の充実を図り、だれもが利用しやすい相談体制づくりと周知に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
62	相談窓口及び相談体制 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【福祉課】	専任の児童家庭相談員を配置し、相談と支援を行うとともに、各担当課が所管する法律相談、人権相談、行政相談等の各種相談事業を継続し、子どもの人権相談に応じる人権相談窓口について、広報等での周知を図る。 また、奈良県が実施する青少年の悩みに関する各種相談窓口を案内する。

No.	事業名（担当所管）	事業内容
63	子育てに関する相談体制の強化 【福祉課】	子どもや家庭の相談支援にあたる機関等との連携を強化し、個々の相談者に的確に対応できる体制づくりを推進するとともに、乳幼児期からの切れ目ない支援を行う。 また、大淀町要保護児童対策地域協議会において、学校、民生児童委員協議会とも協力し、援助の必要な児童に対しては、個別に連絡会議を開催し、引き続き支援を行う。
64	適応指導教室事業 【教育委員会】	不登校児童・生徒の学校生活の復帰に向け、適応指導教室を開設し、集団への適応力の回復及び育成を図る。
65	家庭支援推進保育事業 【町立保育所】	家庭環境において特に配慮が必要とされる児童及び保護者に対し、家庭訪問や相談活動など家庭支援推進保育士による支援を行う。

いじめ問題等に関する相談窓口(奈良県)

相談機関	電話番号
あすなろダイヤル（奈良県立教育研究会）	0744-34-5560
ヤング・いじめ110番（少年サポートセンター）	0742-22-0110
ヤング・いじめ110番（中南和少年サポートセンター）	0744-34-0110
奈良すこやかテレフォン（社会福祉法人 奈良いのちの電話協会）	0742-35-1002
奈良いのちの電話（社会福祉法人 奈良いのちの電話協会）	0742-35-1000
奈良県中央こども家庭相談センター	0742-26-3788
奈良県高田こども家庭相談センター	0745-22-6079

④家庭の子育て力、教育力の向上への支援

家庭における様々な子どもとのかかわりあい方を知り、また、保護者同士との交流による情報交換により、より豊かな家庭教育を行うことができるよう、保健センターや地域子育て支援センター等の取り組みを通じて子育て環境の整備を行い、家庭教育の普及・啓発と家庭教育のさらなる充実をめざします。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
66	家庭教育学級 【教育委員会】	家庭教育学級を設置し、引き続き自主的な活動を実施し、さらなる充実を目指す。

No.	事業名（担当所管）	事業内容
67	まちづくり出前講座 （子育て支援） 【福祉課】	依頼に応じ地域住民が主催する集会等に職員が講師として出向き、市政の説明、職員の専門知識を生かした講義を行う。
68	児童家庭相談員の配置 【福祉課】	専任の児童家庭相談員を配置し、相談と支援を行う。
—	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） 【福祉課】	<No. 29 再掲>

⑤家族のふれあいの促進

親子がともに心と体のふれあいができるよう、絵本の読み聞かせや発達段階に応じた活動などの機会を創出し、内容の充実を図ります。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
69	図書館の読み聞かせ活動の充実 【教育委員会】	ボランティア、住民団体と協力し、読書、運動、遊びなど種々の分野において、定期的に活動を継続し、乳幼児と保護者が一緒に過ごせる機会の充実を図る。
—	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） 【福祉課】	<No. 29 再掲>

⑥子どもの豊かな感性を育む環境の整備

子どもの可能性を伸ばし、豊かな感性や想像力を育むため、学校以外においても文化や芸術、歴史、スポーツ等の学習体験や体験活動ができるよう、環境の整備に努めるとともに、活動の充実を図ります。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
70	スポーツ少年団の活動の充実 【教育委員会】	多彩な活動の実施に向けて、大淀町スポーツ少年団・地域スポーツ少年団を支援し、活動の充実をめざす。
71	様々な体験学習の推進 【教育委員会】	子ども人権学習支援事業において、様々な体験学習に取り組み、さらなる充実をめざす。

(2) 地域における子育て力の向上

①子育てへの理解促進

地域の関係団体・関係機関と連携し、様々な機会を通して、地域社会において子育てを支援することについての大切さを啓発するとともに、子育てを支援する体制の整備を図ります。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
72	地域の各団体・機関との連携 【教育委員会】 【福祉課】	民生児童委員協議会や地域の団体、各関係機関と連携し、地域で子どもを見守る体制づくりに取り組む。
73	学校支援ボランティアの活用 【教育委員会】	町内の様々な技術や知識を持った人を、子どもへの活動を支援するためのボランティアとして登録し、子どもが参加するまちづくり活動での活用を促進する。
74	子ども・子育て支援事業計画の周知 【福祉課】	町のホームページに計画の全文を掲載するとともに、進捗状況をホームページに掲載し、計画の周知を図る。

②子育て中の保護者の仲間づくりの推進

核家族化が進む中で子育てに関する情報の不足や様々な情報の氾濫により、子育ての悩みや不安を持つ保護者の増加が懸念されます。そこで、保護者を子育ての主体として尊重し、保護者が子どもを育てる力、また保護者同士が相互に支える力を引き出せるよう、交流の場づくりを推進していきます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
75	児童センター 【教育委員会】	児童の健全育成を目的として、子どもに遊び場を提供し、児童はもちろん保護者においても情報の交換や仲間づくり等の推進を図る。また、地域との交流を深めるため、児童センター活動の充実を図る。
—	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） 【福祉課】	<No. 29 再掲>

③地域における世代間交流等の推進

世代間交流の促進を図ることにより、次代を担う子どもに様々な知識や経験、文化のほか、人と人が相互に支えあうことの大切さや思いやりなどを伝えていく必要があるため、地域活動や異年齢の交流を促進し、地域における世代間交流の推進を図ります。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
76	乳幼児と小・中学生との交流 【教育委員会】 【福祉課】	幼稚園、保育所、認定こども園において、小学生との交流会や中学生の職場体験等を通じて交流の機会を作る。
77	地域資源の活用 【教育委員会】	学校等のクラブ活動や幼稚園等の創造活動等に高齢者の多様な経験に培われた技能の活用を促進する。

④地域における子育て支援団体等の活動の充実

地域ぐるみの子育てをめざし、民生・児童委員等による様々な支援活動を促進するとともに、地域による子育て支援と健全育成の充実に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
78	民生・児童委員活動の支援 【福祉課】	民生児童委員協議会と協力し、民生・児童委員の活動の支援及び活動内容の周知を行う。

⑤児童の健全育成の取り組み

家庭で又は地域ぐるみで子どもを育む社会をつくりあげるため、各種団体・関係機関等の連携と協力のもと地域の中で、スポーツ活動への参加促進や地域文化にふれる機会の創出など、子どもがのびのびと心豊かに育つ環境づくりを推進するとともに、様々な角度から子どもの非行防止のための取り組みを進め、子どもたちの健全な育成を支援します。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
79	P T A活動の推進 【教育委員会】	児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の研修と連絡協議を行うことを目的にP T A活動を支援する。

No.	事業名（担当所管）	事業内容
80	青少年団体の育成 【教育委員会】	子ども会連合会等、青少年の健全な育成と青少年教育の振興を目的とする活動団体に対して支援する。また、ジュニアリーダー養成講座等の研修等を実施する。
81	地域スポーツクラブの育成支援 【教育委員会】	子どもの健全育成等をめざすため、地域スポーツ少年団活動を支援し、さらなる充実をめざす。
82	指導者養成講座の充実 【教育委員会】	生涯学習活動と連携して、スポーツ指導者及び指導者養成のための講座等を充実させ、多様なスポーツの指導者育成に努める。

⑥次代の担い手づくり

次代の親となる若い世代に対して、子どもを生き育てることの意義を伝え、結婚、出産、子育てに夢と希望を持つことができるよう、関係機関と連携しながら、赤ちゃんとふれあう体験や地域での親子のふれあい活動への参加などを通して、若い世代への子育てについての意識啓発に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
83	次代の親に対する意識啓発の推進 【福祉課】	様々な機会を利用し、周知・啓発を図る。

⑦子どもの権利に関する啓発

18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的にした「子どもの権利条約」の中では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められています。

様々な機会を通して、「子どもの権利条約」が社会規範になるよう子どもの権利に関する普及と啓発を推進します。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
84	子どもの権利に関する啓発 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【福祉課】	子どもの権利条約の趣旨を広く周知し、子どもの権利について啓発する。

(3) 生活環境の整備

①豊かな自然の活用と保全

親子がともに自然体験活動を行うことは、家族がふれあう機会の創出につながります。また、自然環境を保全し、有効に活用することで、子どもが自然と親しみ、子どもの豊かな心の育成につながります。

自然環境保全や資源のリサイクルへの意識の向上を図るため、自然体験活動や美化活動などの環境保全活動の推進にあわせ、学校における環境教育の充実に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
85	自然体験活動の拡充 【教育委員会】	地域の自然環境に親しみ、自然の観察学習や収穫を歓ぶ体験を通して、子ども同士あるいは家族が交流する機会の拡充に努める。また、これにあわせて、自然体験活動を推進するリーダーの育成を促進する。
86	環境保全活動の推進 【教育委員会】	自然観察会など学習活動の充実に努めるとともに、河川やまちかどの美化活動の活性化や緑の保全・育成に向けた取り組みの推進に努める。
87	環境教育の充実と環境の整備 【教育委員会】	自然保護や資源の再利用についての理解を深める学校の環境教育を推進するとともに、学校ビオトープの整備などアメニティへの配慮に努める。

②子どもの遊び場・交流の場の充実

子どもの成長に遊びが果たす役割は大きく、身近な地域で子どもの自主的・主体的な遊びや活動を支援していくことが求められています。

子どもたちが楽しく安全に集団遊びや外遊び等ができるよう、子どもの遊び場・交流の場として公園や緑地の整備やその安全管理に努め、地域において子どもの使い慣れた学校施設での地域活動や学童保育（プレジャールーム）の充実に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
88	公園の整備 【建設産業課】	定期的に剪定、草刈を実施し、環境維持を図る。また、遊具点検を実施し、安全管理に努める。
—	放課後児童健全育成事業（学童保育事業） 【福祉課】	<No. 13 再掲>

No.	事業名（担当所管）	事業内容
—	児童センター 【教育委員会】	<No. 75 再掲>
89	学童保育専用施設の整備 【福祉課】	施設の計画的な修繕等を行う。

③交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るためには警察・幼稚園・保育所・認定こども園・学校・関係民間団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが重要です。

道路整備の推進による事故防止対策に取り組み、小学校の通学路における地域住民による見守り活動や車や自転車などを利用する町民への交通安全意識の高揚などを通して、子どもが安心して地域の中で行動できる町をめざします。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
90	道路整備の推進 【建設産業課】	道路整備を推進するとともに、カーブミラーやガードレール等交通安全施設の整備・充実を図り、子どもたちをはじめ歩行者の安心と生活の向上に努める。
91	交通安全意識の啓発 【安全対策推進室】	春と秋の交通安全週間に街頭啓発を行うなど、交通意識の啓発に努める。

④子どもを犯罪から守る活動の推進

「大淀町モバイルメール」で暮らしの安全・安心に関する情報を携帯やパソコンに配信し、地域における子どもの安全を守る取り組みを行っており、今後も事業の周知と情報配信登録への呼びかけを図ります。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
92	みまもり隊 【教育委員会】	小学校PTAや地域住民の協力のもと、小学校区内の見守り活動が促進されるよう随時情報を提供し、防犯体制の強化・推進を図る。
93	こども110番の家 【教育委員会】	こども110番の家の充実に努め、小学校区内の安全体制の強化を図る。
94	不審者情報の提供など 【安全対策推進室】	「大淀町モバイルメール」により、不審者等の情報を迅速に配信するとともに、利用の周知と促進に努める。
95	防犯に関する普及啓発活動 【安全対策推進室】	子どもが犯罪に巻き込まれるのを防ぐため、大淀町安全対策推進協議会及び安全なまちづくり委員と協力し、啓発を行う。
96	防犯灯設置等 【安全対策推進室】 【建設産業課】	夜間の通行の安全と防犯のため地区からの要望に応じ、防犯灯の設置を進め、防犯灯の設置及び維持管理を推進する。
97	不審者対応 【教育委員会】 【福祉課】	保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等の施設周辺の安全点検を進める。不審者情報を各施設に伝え、安全確保に努める。
98	安全なまちづくり委員 【安全対策推進室】	安全なまちづくり委員を委嘱し、地元のリーダーとして自主防犯体制の確立を担い、子どもや町民を犯罪から守り、事故等の発生を未然に防ぐことを図る。

⑤子どもや妊婦にやさしい生活環境の整備

子育て世帯が安全で安心して外出できるよう、国や県の関連機関と連携しながら危険箇所の点検、道路・カーブミラー・ガードレールなどの計画的な整備を進め、公園などの周辺環境の整備を促進するとともに、人と自然にやさしい住まいづくりを支援する取り組みの充実に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
—	公園の整備 【建設産業課】	<No. 88 再掲>
—	道路整備の推進 【建設産業課】	<No. 90 再掲>

⑥有害環境対策の推進

有害情報から青少年を守るため、健全育成対策の充実を図り、また、関係団体と協力して、研修会や指導を行います。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
99	健全育成対策の充実 【教育委員会】 【福祉課】	子どもの健全な育成を図るため、地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。 また、インターネットの正しい使い方や危険性に関する知識の普及や啓発を図る。

3. 仕事と生活の調和と子どもの人権擁護への対応

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

①男女平等の意識啓発の推進

だれもが人を思いやり、尊重する人権意識や性別による差別が生じないようにするためには、幼少期からの意識づけが重要であり、教育の果たす役割は大変大きいものです。そのため、学校教育の場において、個人の尊厳や男女平等に関する教育を充実させるとともに、家庭や地域社会においても、男女平等の意識啓発の推進を図ります。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
100	男女平等意識の啓発 【人権施策推進室】 【総務課】	男女共同参画社会の実現に向け、広報や研修会等を通して、就業、地域活動への女性の参加や、家事・育児への男性参加を推し進めるための啓発に努め、広く町民に男女平等の意識の向上とその実行を促す。また、人権尊重の観点における様々な学級活動等の取り組みの充実をめざす。
101	児童・生徒に対する男女平等教育の推進 【人権施策推進室】	学校教育において男女平等意識の醸成を図るとともに、町の行事を通して、男女平等や人権についての啓発活動を行う。
102	性別にとらわれない職業選択教育の推進 【人権施策推進室】	男女平等意識の高揚を図るとともに、性別にとらわれない職業選択の自由について、意識の高揚に努める。

②男女共同子育ての推進

子育てを男女がともに協力して行えるよう、広報や各取り組みにおいて意識啓発を推進します。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
—	マタニティクラス 【保健センター】	<No. 17 再掲>
—	男女平等意識の啓発 【人権施策推進室】 【総務課】	<No. 100 再掲>

③子育てに関する意識啓発の推進

地域住民が子育てに関心を持ち、理解を深められるよう、地域社会全体で子育てを行う環境の充実と子育てに関する意識啓発に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
103	広報・広聴等 【福祉課】	様々な機会を通じて情報提供や意識啓発を推進できる体制を構築していく。

(2) 子どもの人権擁護

①援護を要する子どもの保護の推進

子どもの人権保護、児童虐待防止という観点から、学校教育における人権の啓発に努め、子どもだけではなく、地域の大人も人権について学ぶことができる機会の創出に努め、子どもの保護を推進します。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
104	子どもの人権擁護 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【福祉課】	関係各課と連携し、子ども自身による意思表示の機会づくりや子どもの人権について理解を深められるよう意識啓発に努める。

②被害にあった子どもの保護の推進

犯罪や虐待などで心や体に深い傷を負った子どもに対し、専門機関やカウンセラーなどの専門家と連携し、カウンセリング等による心のケアを図り、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を防ぎます。また、里親育成事業制度についての周知に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
105	相談窓口及び支援体制 【教育委員会】 【福祉課】	大淀町要保護児童対策地域協議会において、奈良県のこども家庭相談センターと協力し、支援を行う。
106	里親育成事業制度の周知 【福祉課】	ポスターの掲示やパンフレットを配置し、周知に努める。

③児童虐待防止対策の充実

児童虐待は子どもの心身の発達及び人格形成に重大な影響を与えるため、防止に向け「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実していくことが必要であるため、地域住民や関係機関との連携を強化し、子どもやその家庭への対策や支援を推進します。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
—	子どもの権利に関する啓発 【教育委員会】 【人権施策推進室】 【福祉課】	<No. 84 再掲>
107	大淀町要保護児童対策地域協議会 【福祉課】	関係機関との連携、協力体制を強化し、地域の見守りや家庭に対する日常的な相談・支援への的確な対応に努める。
108	児童相談窓口及び相談体制 【福祉課】	専任の児童家庭相談員を配置し、相談と支援を行う。

④ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭等、支援を必要とする家庭に対して、各種助成や手当の支給のほか、相談体制や支援を行い、柔軟な対応を図ります。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
109	ひとり親家庭等医療費助成 【保険医療課】	奈良県の基準より所得制限の緩和を行い、ひとり親家庭等の親等とその18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童が負担する医療費の一部を助成（未就学児については現物給付方式で助成）する。
110	ひとり親家庭への相談援助 【福祉課】	就業支援については、奈良県スマイルセンターを紹介する。その他の相談については、吉野福祉事務所と協力して対応する。
111	子育て短期支援事業 【福祉課】	保護者が病気などにより一時的に子どもの養育が困難になったときに、その子どもを児童福祉施設において一時的に保護し、養育を支援する短期入所生活援助（ショートステイ）事業を継続して実施する。 保護者が仕事などで帰宅が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、子どもの養育に困難が生じる場合、児童福祉施設において子どもに生活指導、食事の提供等を行い養護する夜間養護等（トワイライトステイ）事業を継続して実施する。

⑤障がい児施策の充実

障がいのある子どもが健やかに成長し、またその保護者への支援を行うため、乳幼児健診や健康相談などを通じて早期発見に努め、発達支援・保護者支援に努めます。また、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）など早期発見が難しい障がいに対して、保健・医療・福祉・教育等と連携を図りながら支援体制の構築に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
112	障がいの早期発見（乳幼児こころの相談・乳幼児専門相談） 【保健センター】	精神に発達の遅れがあると思われる幼児を対象に、専門員による相談を行い、障がいの早期発見と早期対応を視野に健診を実施し、連携及びフォローの体制を整備する。
113	「五條・吉野地域自立支援協議会」との連携 【福祉課】	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場である「五條・吉野地域自立支援協議会」と連携し、地域課題を把握する。 協議会内の「療育教育部会」と連携し、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた柔軟な療育・教育を行うことができる体制の整備に努める。

No.	事業名（担当所管）	事業内容
114	障がいのある子どもに対する支援 【教育委員会】 【福祉課】	保育所、幼稚園、認定こども園において人員を加配し、障がいのある児童の受け入れを促進する。円滑に小学校へ入学できるよう情報提供を行うとともに、福祉、保健、教育の各関係機関の協力体制を整える。学童保育（プレジャーーム）についても指導員を加配し、児童の受け入れを促進し、施設についてもバリアフリー化など、利用しやすい環境整備を図る。
115	短期入所支援の充実（ショートステイ） 【福祉課】	保護者の疾病等の理由により家庭で介護ができなくなった障がいのある子どもを短期間施設等で預かり、必要な保護を行う障がい者短期入所支援の充実を図る。
116	居宅介護支援の充実（ホームヘルプ） 【福祉課】	障がいのある子どもを対象に、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯等の家事、生活等に関するホームヘルプサービスを行い、支援を図る。
117	デイサービスの充実 【福祉課】	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う児童デイサービスを行い、支援を図る。
118	療育教室 【福祉課】	心身の発達過程で援助が必要な児童やその保護者に対し、指導や助言等を行う。
119	児童補装具交付・児童日常生活用具の給付 【福祉課】	申請に応じて、補装具や日常生活用具を給付し、援助を図る。
120	心身障がい者医療費の助成 【保険医療課】	奈良県基準より所得制限の緩和を行い、身障手帳1、2、3級及び療育手帳Aを持つ障がい者の医療費の一部を助成（未就学児については現物給付方式で助成）する。
121	自立支援医療（育成医療） 【福祉課】	身体に障害を有する児童（18歳未満）で、その障害を除去・軽減する手術などの医療費の一部を助成する。
122	特別児童扶養手当 【福祉課】	障がいのある20歳未満の児童の保護者に対して、特別児童扶養手当を支給する。
123	障がい児福祉手当 【福祉課】	日常生活において常時の介護を必要とする重度の障がいのある20歳未満の方に障がい児福祉手当を支給する。

⑥いじめ等の問題行動や不登校などへの対応力の向上

多様化、複雑化する子どもの問題行動に対応するため、相談体制の整備など、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、子どもが気軽に相談できる仕組みづくりを推進し、問題の早期発見・早期解決を図ります。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
124	学校教育相談体制の充実 【教育委員会】	不登校児童・生徒に適切に対応できるよう、学校内の生徒指導体制の強化や関係機関との連携による支援体制づくりを推進する。
125	いじめ等の問題行動への対策 【教育委員会】	子どもや保護者の相談相手となるスクールカウンセラー、相談員等を配置し、電話や来談相談でカウンセリングを行うとともに、必要に応じて学校訪問や家庭訪問して、不登校の子どもへの援助や学校復帰、自立に向けての支援に努める。

⑦子どもの貧困問題に対する総合的な支援の推進

関係機関と協力し、子どもの貧困問題に対する支援の推進に努めます。

主な取組

No.	事業名（担当所管）	事業内容
126	こどもの貧困対策の推進 【教育委員会】 【福祉課】	子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、環境と教育の機会均等を図るよう努める。 また、関係機関と連携し、相談支援、切れ目のない子育て支援、教育支援など必要な支援に努める。

※【 】内に記載している担当部署名は、組織機構の見直し等で変更になることがあります。

第5章 計画の目標値等

1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

- ・子ども・子育て支援給付（施設型給付）
認定こども園、保育所、幼稚園
- ・子ども・子育て支援給付（地域型保育給付）
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位:人)		平成30年度(実績)			令和2年度			令和3年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3~5歳 教育のみ	3~5歳 保育の必要性あり	0~2歳 保育の必要性あり	3~5歳 教育のみ	3~5歳 保育の必要性あり	0~2歳 保育の必要性あり	3~5歳 教育のみ	3~5歳 保育の必要性あり	0~2歳 保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		66	253	141	65	197	144	61	186	141
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	170	400	220	195	335	220	195	335	220
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3~5歳 教育のみ	3~5歳 保育の必要性あり	0~2歳 保育の必要性あり	3~5歳 教育のみ	3~5歳 保育の必要性あり	0~2歳 保育の必要性あり	3~5歳 教育のみ	3~5歳 保育の必要性あり	0~2歳 保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		61	187	133	59	180	127	57	175	122
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	195	335	220	195	335	220	195	335	220
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(1) 1号認定<3～5歳>

【事業内容】

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

【確保の方策】

- ・公立 幼稚園 2カ所（大淀東部幼稚園、大淀西部幼稚園）
 - ・私立 認定こども園 3カ所（延明保育園、花吉野えんめい保育園、きたの学園）
- ※令和2年4月より延明保育園、花吉野えんめい保育園が保育所から認定こども園に移行します。

(2) 2号認定

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

- ・公立 保育所 2カ所（第一保育所、あおぞら保育所）
 - ・私立 認定こども園 3カ所（延明保育園、花吉野えんめい保育園、きたの学園）
- ※令和2年4月より延明保育園、花吉野えんめい保育園が保育所から認定こども園に移行します。

(3) 3号認定<0～2歳>

【事業内容】

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）

【確保の方策】

- ・公立 保育所 2カ所（第一保育所、あおぞら保育所）
 - ・私立 認定こども園 3カ所（延明保育園、花吉野えんめい保育園、きたの学園）
- ※令和2年4月より延明保育園、花吉野えんめい保育園が保育所から認定こども園に移行します。

※量の見込みと確保の内容については、出生数の推移、各施設の状況、「大淀町立幼稚園・保育所のあり方に関する基本方針」等を総合的に考慮し、毎年、適切な数値に見直しを行います。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業（一時保育事業）
- ・病児・病後児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
- ・利用者支援事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・養育支援事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・実費徴収に伴う補足給付事業
- ・多様な主体の参入促進・能力活用事業

（1）延長保育事業

【事業内容】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11時間）と短時間認定（8時間）の2区分となりましたが、保護者の就労形態、通勤時間などに伴う保育時間の延長に対応するため、基本保育時間（11時間）を超えて保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）	平成30年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	46	47	47	48	48	49
確保の内容	46	47	47	48	48	49

【確保の方策】

第一保育所、あおぞら保育所においては、延長保育に必要な保育士を配置することで、継続して事業を実施します。

証明保育園、花吉野えんめい保育園、きたの学園においては、町より補助金を交付することで、延長保育を提供できる体制の確保に努めて頂きます。

なお、延長保育事業は、対象者全員を受け入れることから、定員の設定はしていません。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

【事業内容】

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、放課後等における児童の健全育成を図ることを目的とした事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	253	270	270	270	270	270
確保の内容	270	270	270	270	270	270

【確保の方策】

各町立小学校（大淀希望ヶ丘小学校、大淀緑ヶ丘小学校、大淀桜ヶ丘小学校）に隣接して学童保育施設（プレジャールーム）（各施設定員 70 名）を設置し、きたの学園に事業を委託したうえで、対象となる小学1年生から6年生まで児童を受け入れます。

平成 30 年度からは、待機児童解消のため、町の補助事業として、あそびの森プレジャールーム（定員 60 名）（延明福祉会運営）を開設しています。

また、必要に応じて公民館等を利用し、事業実施場所の確保に努め、今後も児童を受け入れる体制を維持していきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

【事業内容】

保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:利用者数 ×日数(人日))	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	11	11	10	10	10
確保の内容	0	11	11	10	10	10

【確保の方策】

町内には、児童の宿泊が可能な児童養護施設や乳児院等の施設がないため、利用希望があった場合は、委託契約を締結している「飛鳥学院（桜井市）」、「いかるが園（斑鳩町）」「嚶鳴学院（五條市）」、「天理養徳院（天理市）」において受け入れを行います。

平成 30 年度の利用実績はありませんでしたが、緊急的な利用の可能性もあることから、今後も委託契約を継続し、児童を受け入れる体制を維持していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:利用者数 ×回数(人回))	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	127	221	217	212	206	201
確保の内容	127	221	217	212	206	201

【確保の方策】

「地域子育て支援センター」として延明保育園に事業を委託し、実施します。

育児サークル「ちびっこランド」を開催するとともに、子どもや保護者同士の繋がりが深まるよう支援し、また、子育て教室等を開催し、育児に悩む方たちへの育児相談、情報提供を行います。

開催内容の周知を図り、今後も子育てについての相談、情報提供等に努めます。

(5) 一時預かり事業（一時保育事業）

【事業内容】

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあり、幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、保育所、認定こども園において実施します。

(ア) 幼稚園の一時預かり

【量の見込みと確保の内容】

(単位:利用者数 ×日数(人日))	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	68	187	176	177	170	166
確保の内容	68	187	176	177	170	166

(イ) その他の一時預かり（一時保育）

【量の見込みと確保の内容】

(単位:利用者数 ×日数(人日))	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1,476	1,949	1,872	1,825	1,748	1,693
確保の内容	1,476	1,949	1,872	1,825	1,748	1,693

【確保の方策】

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、大淀東部幼稚園、大淀西部幼稚園において実施し、未就園児対象の一時預かりは、第一保育所、あおぞら保育所、花吉野えんめい保育園（町補助事業）において実施します。

公立の施設については、必要な職員を配置することで、継続して事業を実施し、私立の施設については、町より補助金を交付することで、事業を提供できる体制の確保に努めて頂きます。

(6) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の回復期にあり集団保育が困難である乳幼児及び児童を看護師、保育士がいる専門施設内で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:利用者数 ×日数(人日))	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	402	352	338	330	316	306
確保の内容	402	352	338	330	316	306

【確保の方策】

「病後児保育事業」としてきたの学園に事業を委託し、実施します。
保護者の子育てと就労の両立の支援のため、継続して事業を実施します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

【事業内容】

育児の援助を受けたい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立ができる環境を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、会員組織による相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:利用者数 ×日数(人日))	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ニーズが見込まれていないことから、事業を実施する予定がありませんが、今後、ニーズが出てきた場合には、実施可能かどうかの判断を含めて検討していきます。

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者が、適切な子育て支援事業を利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:箇所)	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1	1

【確保の方策】

町の各事業の担当窓口（福祉課、保健センター、教育委員会等）において、施設利用や子育て支援事業等に関する相談支援、利用支援を行います。

なお、町として一体的に支援をしていることから、設置数は、1カ所とします。

今後も支援の継続に努めるとともに、令和2年度中に子育て世代包括支援センターを整備し、事業の充実を目指します。

(9) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:利用者数 ×日数(人日))	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	436	1,428	1,386	1,372	1,330	1,302
確保の内容	436	1,428	1,386	1,372	1,330	1,302

【確保の方策】

県医師会に加盟する病院、医院、診療所等や助産所に委託し、利用者がいつでも適切に受診でき、安心して健やかな妊娠出産が行えるよう支援していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	73	85	82	80	77	75
確保の内容	77	85	82	80	77	75

【確保の方策】

きたの学園に事業を委託するとともに、民生児童委員協議会とも協力し、実施します。

出生届の提出時に案内を行うとともに、引き続き対象家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握及び助言を行い、育児に関する不安の解消を目指します。

(11) 養育支援事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:利用者数 ×日数(人日))	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ニーズが見込まれていないことから、事業を実施する予定はありませんが、養育支援が必要と判断した家庭においては、福祉課、保健センター、教育委員会等の関係機関と連携を図りながら、訪問指導や助言等の対応ができる体制を整えていきます。

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

要保護児童対策地域協議会の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関等との連携を強化し、児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応を目的とする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:箇所)	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1	1

【確保の方策】

要保護児童対策地域協議会の調整機関（福祉課）に専任の職員を配置し、関係機関との連携を図るとともに、相談体制を強化していきます。

(13) 実費徴収に伴う補足給付事業

【事業内容】

教育・保育施設が実費徴収する食事の提供に要する費用や日用品、文房具等の購入に要する費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、その費用の一部を補助する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

事業を実施する予定はありません。今後、ニーズが出てきた場合には、他の支援策や本事業の効果を検証したうえで、実施可能かどうかの判断を含めて検討していきます。

(14) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進及び事業者の能力を活かした教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:件)	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

教育・保育施設等の新規参入のニーズが見込まれていないことから、事業を実施する予定はありません。

3. 学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

(2) 保幼小連携等の取組の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、幼稚園、保育所、認定こども園など子ども・子育て支援を行う者相互の密接な連携が必要です。そのため、職員の研修や交流の場の確保に努めていきます。

また、幼稚園、保育所、認定こども園の児童と小学生の交流の場を提供するなど、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

4. 町立幼稚園・保育所の今後のあり方

「大淀町立幼稚園・保育所のあり方に関する基本方針」に従い、今後の事業を進めます。

第6章 計画の推進

1. 推進体制の充実

(1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、町役場関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、健康増進や都市計画、道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や町民との協力

本計画の推進のためには、町役場だけでなく、奈良県のこども家庭相談センターや保健所などの行政組織や、子育てに関係する団体及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

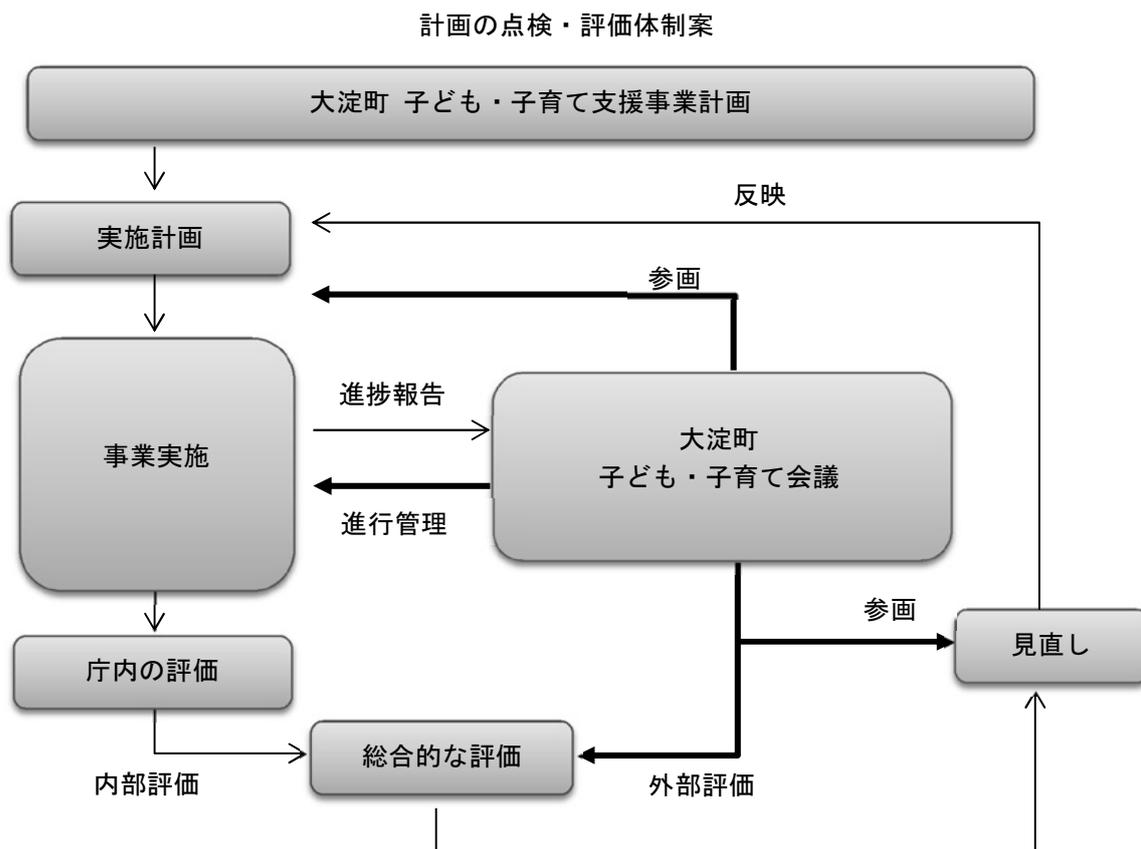
(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を町民とともに推進していく体制を確保するため、町民参画により構成される「大淀町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的に大淀町子ども・子育て会議に報告します。



資料編

1. 大淀町子ども・子育て会議設置条例

平成26年9月30日

条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、大淀町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年大淀町条例第19号)第4条の2、別表第1第7項及び別表第2の規定により支給する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2. 大淀町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	所 属	氏 名	備 考
1	区長会	植田 善彦	区長会 会長 (岩壺区長)
2	高田こども家庭相談センター	廣田 明美	高田こども家庭相談センター 所長
3	吉野保健所	大門 寛美	吉野保健所 健康増進課 課長
4	校園長会 (幼稚園を除く)	辻本 秀明	希望ヶ丘小学校 校長 大淀東部幼稚園 園長
5	町立幼稚園	梅本 嘉子	大淀西部幼稚園 園長
6	町立保育所	坂口 智美	あおぞら保育所 所長
7	民間保育園	上山 隆徳	花吉野えんめい保育園 園長
8	民間認定こども園	西尾 あかね	きたの学園 園長
9	保育所職員労働組合	辻野 希世子	保育所職員労働組合 執行委員長
10	健康増進課 (保健センター)	笹山 美恵子	保健師
11	地域子育て支援センター	上山 鈴子	延明保育園 園長
12	連合PTA連絡協議会	山本 伸之	連合PTA 連絡協議会 会長
13	民生児童委員協議会	西浦 眞美	主任児童委員
14	副町長	中村 吉成	
15	教育長	上田 敏之	

3. 大淀町子ども・子育て支援事業計画策定経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
平成30年12月21日 ～平成31年1月25日	ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童調査 調査票配布数 475 世帯（就学前児童 623 人） 調査票回収数 207 世帯 回 収 率 43.6% 小学生調査 調査票配付数 636 世帯（小学生 863 人） 調査票回収数 235 世帯 回 収 率 36.9%
平成31年3月26日	子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査結果の報告
平成31年4月 ～令和元年11月	事務局ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 第1期子ども・子育て支援事業計画の検証 第2期子ども・子育て支援事業計画の方向性の検討 第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）の作成
令和元年11月13日 ～令和元年11月28日	各課事業調査	<ul style="list-style-type: none"> 大淀町役場の各課が所管する子育て関連事業の調査実施
令和元年12月19日	子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討
令和元年12月 ～令和2年3月	事務局ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）の作成
令和2年3月	子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）の検討
令和2年3月		<ul style="list-style-type: none"> 第2期子ども・子育て支援事業計画の作成

第2期大淀町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

編集・発行 大淀町 住民福祉部 福祉課

〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090

TEL 0747-52-5501

FAX 0747-52-5504

E-mail fukushi@town.oyodo.lg.jp

<http://www.town.oyodo.lg.jp>